

「パブリック・カンパニー法」

2000年6月28日

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

パブリック・カンパニー法

[注 / 西暦一九九二年パブリック・カンパニー法の全文を、西暦二〇〇一年パブリック・カンパニー法(第二版)で改正された部分も織り交ぜて掲載しています]

前文省略

第一条

本法令を「仏暦二五三五年(西暦一九九二年)パブリック・カンパニー法(プララーチャバンヤット・ポリサット・マハーチョン・ジャムカット)」と呼ぶ。

第二条

本法令は官報告示日から六〇日が経過した時、施行する。

第三条

仏暦二五二一年パブリック・カンパニー法を廃止する。

第一章

総則

第四条

本法令において、

「会社(ポリサット)」とは、本法令に基づき設立されたパブリック・カンパニーを意味する。

「民間会社(ポリサット・エカチョン)」とは、民商法典に基づき設立された株式会社を意味する。

「取締役会(カナカマカーン)」とは、パブリック・カンパニーの取締役会を意味する。

「取締役会長(プラターン・カマカーン)」とは、パブリック・カンパニーの取締役会長を意味する。

「取締役(カマカーン)」とは、パブリック・カンパニーの取締役を意味する。

「登記官(ナーイタビヤン)」とは、商業登録局長及び商業登録局長が委任した者を意味する。

「係官(バナックガーン・チャオナーティー)」とは、大臣が本法令に基づく職務を遂行させるため任命した者を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、本法令の主務大臣を意味する。

第五条

本法令がある特定の者に対し期限内における書類提出または報告を定めている場合、その者が期限内に従った行動ができない事由があり、その必要事由を示して期限の延長または延期を申し立てたとき、登記官は期限の延長または延期が適当と判断すれば、必要性に従い延長または延期することが

できる。

第六条

本法令がある特定の者に会社に係る催告、公告の義務を定めている場合、別の者または公衆に知らせるため、その者はその会社の本店がある土地で発行されている日刊タイ字紙において、連続三日以上公告する。

第一段の様態にある新聞がない場合、その者は代わりにバンコクで発行されている新聞において公告する。

第七条

本法令がある特定の者に対して別の者への命令、催促、文書、書類の送付義務を定めている場合、送付義務のある者、または送付代行者は、受取人または受取人の代行者に直接送付する、あるいは書留郵便によって受取人が送達人に通知しておいた受取人の所在地に送付する。所在地が前もって通知されていなかったときは、受取人の住所に送付することもできる。

書留郵便で送付する場合、その命令、催促、文書、書類は、別段の事態を証明できることを除き、その送付時期の通常の郵便配達所要時間であれば配達される時間に受取人に送付されたものとみなす。

第八条

株主または会社は、本法令に基づき登記しなければならない内容または報告について、登記官が登記を済ませるまで、第三者に対しその内容または報告から利益を享受してはならない。ただし登記前に債務弁済を受けた株主または会社は、弁済された財産を返還しなくてもよい。

第九条

株主間において、または株主と会社の間において、会社または清算人の会計帳簿類及び書類は全項目において正しく内容が記録されたものと推定する。

第一〇条

人は手数料を支払った時、登記内容または登記官が保管している書類の検査、書取をする権利、あるいは登記官に謄本作成または複写をその内容証明と共に求める権利を有する。もしくは登記官に登記内容の保証書を発行するよう要求することもできる。

第一一条

会社は以下を遂行しなければならない。

(一)頭に「ポリサット」、末尾に「ジャムガット(マハーチョン)」の語句のある名称を使用する。あるいは「ポリサット」及び「ジャムガット(マハーチョン)」の語句の代わりに略語として「ポーモージョー」を頭に使

用することもできる。外国語名を使用する場合は省令が定めたところに従い、「ポリサット・マハーチョン ジャムガット」の意味を有する語句を使用することができる。

(二) 告示状、通知書、送り状、領収書に会社の名、事務所所在地、登録番号を示す。

(三) (もしあれば) 社印に社名を示す。

(四) 社名看板を本店及び(もしあれば) 支店前に掲示し、その場所が本店または支店の事務所でない場合、あるいは会社または支店登記を取り消した場合、当該看板を掲げない。

(一) に基づく遂行を免除される種類の事業を営む会社は省令の規定に従う。

(四) に基づく看板の掲示または不掲示は、会社登記時、本店または支店でなくなった時、会社または支店登記の取消時から一四日以内になさなければならない。

第一二条

会社は合名会社の社員または合資会社の無限責任社員であってはならない。

第一段への違反となる合意は無効である。

第一三条

登記申請した会社の名称が、それがタイ語または外国語であったとしても、すでに登記申請された、あるいはすでに登記した会社または民間会社の名と同じか近似していると判断したとき、登記官はその登記を拒否し、登記申請人に通知する。

第一四条

商業大臣を本法令の主務大臣とし、係官任命、書式規定、及び以下の件についての省令制定の権限を付与する。

(一) 登記申請及び登記に係る原則及び方法の規定

(二) 本法令末尾のレートを超えない範囲での手数料規定

(三) 手数料の廃止

(四) 本法令に基づく執行のためのその他の規定

(五) 省令は官報告示した時、施行となる

第二章

会社設立発起

第一五条

パブリック・カンパニーとは、公衆に株式を公開する目的をもって設立する種類の会社のことである。このとき株主は払い込まなくてはならない株金の額を超えない有限責任を有し、当該会社はその目的を定款に示しておく。

第一六条

一五人以上の自然人によって、定款作成及び本法令に基づくその他の行為をもって会社設立發起することができる。

第一七条

会社設立發起人は以下の要件を満たさなければならない。

- (一)成人である
- (二)全發起人の半数以上が王国内に居住地を有している
- (三)株式引受及び全引受株式は合計で登録資本金の五%以上の現金で株金が払い込まれた株式である。
- (四)無能力者または準無能力者、破産者でない、あるいは破産者となったことがない
- (五)財産に係る悪意の過失から確定判決で禁固刑となったことがない

第一八条

定款には少なくとも以下の定めがなければならない。

- (一)第一条(一)に基づく社名
 - (二)株式公募の会社の目的
 - (三)はっきりと業種を明示した会社の事業目的
 - (四)株式の種類、量、額面を示した登録資本金
 - (五)本店設置場所、このとき王国内の所在地を示さなければならない
 - (六)發起人の氏名、生年月日、国籍、住所、及び各發起人の引受株式数
- 社名は省令で定めた禁止様態を有してはならない。

第一九条

定款は發起人全員が署名し、登記官に登記申請する。

会社登記申請前に登記官がすでに登記した定款の改定増補は、發起人全員の承諾によってこれをなすことができ、登記官に改定増補を登記申請する。ただし、株式公募前にこれをなさなければならない。

第二〇条

設立総会前に發起人が死亡した、または發起人を辞退し、残りの發起人が引き続き行為をなしたい場合、以下を遂行する。

- (一)發起人が死亡した、または辞退した日から一ヶ月以内に代わりの者を探す。ただし残りの發起人が第一六条に定めた以上の人数おり、代わりの者を探さない合意をなしたときはその限りではない。
- (二)代わりの者を探し出した日、または残りの發起人が代わりの者を探さないことで合意した日から

一四日以内に、株式引受人に文面で通知する。

(三)発起人が死亡した、または辞退した日から三ヶ月以内に定款で定めた発起人の数、人物に係る事項の改定増補を登記申請する。

発起人からの辞退は全発起人から承諾を受けなければならない。

残りの発起人が引き続いて行為をなさない、または(一)あるいは(三)に従わない場合、登記官が登記した定款は、発起人が死亡した、または発起人を辞退した日、あるいは(一)または(三)に基づく期限を過ぎた日から失効し、発起人は定款が失効した日から一四日以内に登記官及び株式引受人にこれを通知しなければならない。

第二一条

ある発起人が死亡した、または発起人を辞退した場合、株式引受人は第二〇条(二)に基づく通知を受け取った日から七日以内に発起人へ通知状を送付することによって、株式引受を辞退することができる。

第二二条

株式引受人が死亡した場合、その相続人となる者は、株式引受人が死亡した日から一四日以内に発起人へ通知状を送付することによって、株式引受を辞退することができる。ただし株式引受の全株金を払い込んでいた、または発起人が創立総会招集通知を出していたときはその限りではない。

第二三条

第二四条の規定下に登記官が定款を登記した時、発起人は株式を公募できる。

第三章

株式公開

第二四条

株式公開は証券及び証券取引所法に従う。

第二五条

発起人または会社は、証券及び証券取引所法に基づき作成し、送付しなければならない株式公開に係る書類を、証券及び証券取引所法に基づく機関に送付した日から一五日以内にその一式を登記官に送付する。このとき登記官が定めた原則、方法、条件に従う。

第四章

創立総会及び設立登記

第二六条

別段の規定がない限り、発起人は会社の株式引受価額の払込で得た財産を売却する、あるいは払込で得た現金を使用することはできない。

第二七条

発起人は、定款で定めた株式数の五〇%以上であるところの、募集書または株式公開に係る書類で定めた数量の全部の引受があった時、創立総会を招集しなければならない。創立総会の召集は、定められた数量の株式引受があった日から三月以内、かつ定款が登記官によって登記された日から六月以内になさなければならない。

第一段に基づく期限内に創立総会が招集できない事由がある場合、発起人は以後の遂行をなしたいとき、当該期限が切れる七日以上前にその事由書とともに登記官に対し期限の延長許可を申請しなければならない。係官は延長が適当と判断したとき、延長することができるが、その期間は期限が切れる日から一ヶ月以上、三月以下でなければならない。

創立総会が本条に基づく期限内に終結しないとき、当該期限が切れた時に定款も失効し、定款が失効した日から一四日以内に発起人は株式引受人に払込金を返還する。

第二八条

創立総会招集において、発起人は以下を遂行しなければならない。

(一) 創立総会前一四日以上前に株式割当を受けた株式引受人に招集通知書を以下の書類と共に送付する。

(a) 会議規則

(b) 発起人二人が内容を保証した、創立総会において批准または承認を審議する件に係る書類

(c) 会社規約案

(二) 株式引受人が創立総会の開催日に総会開催場所において閲覧できるよう、株式引受人の氏名、国籍、住所、及び発起人の引受株式数を記載した株式引受人名簿の作成

書類と共に招集通知書を送付した時、発起人は当該書類と招集通知書の謄本を総会開催日の七日以上前に登記官に送付しなければならない。

第二九条

総会召集通知書の送付において、書留郵便で送付したとき、割当株式の五%以下、かつ割当を受けた株式引受人数の五%以下の遺漏しがなく、総会の三日以上前に新聞に総会招集を公告した場合、招集通知書は合法に送付されたものとみなす。

第三〇条

会社規約は定款、本法令の規定に反してはならないと共に、少なくとも以下の事項について定められていなければならない。

- (一) 株式発行及び株式譲渡
- (二) 株主総会
- (三) 取締役の数、選出方法、任期、任期切れ前の退任、権限
- (四) 会計、財務、会計監査
- (五) (もしあれば) 優先株の発行
- (六) (もしあれば) 優先株の普通株への転換

[注 / 「会社規約(コーバンカップ・コーン・ポリサット)」は付属定款に当たる]

第三一条

第一九条第二段の規定下に、会議に参加し、投票権を有する株主の全票数の四分の三以上の賛成をもって決議した時、会社は定款または会社規約の改定増補ができる。

定款または会社規約の改定増補において、会社は総会の決議日から一四日以内にそれを登記申請する。

第三二条

創立総会は会社の本店所在地またはその近県で開催しなければならず、引受株式数の半数以上の株式数を引き受けた株式引受人が出席したとき総会は成立する。

第一段に基づく定足数の株式引受人が出席しなかった場合、発起人は最初の総会から一四日以内、かつ新たな総会開催日の七日以上前に株式引受人に総会召集通知書を送付する。

第三三条

発起人が株式を割り当てた株式引受人は、創立総会に出席し、投票する権利を有する。

特定の件について利害関係を有する株式引受人は、その件についての投票権を持たない。ただし取締役選出の投票はその限りではない。

創立総会の決議は会議に出席し、投票権を有する株式引受人による多数決をもってする。票数が同数の場合は総会の議長が決定票として一票を投じる。

投票において株式引受人は一株一票として自己の株式数に応じた票数を有する。

投票は公開投票とする。ただし五人以上の株式引受人が請求し、総会で秘密投票を決議したときは秘密投票による。秘密投票の方法は総会の議長が定めたところに従う。

第三四条

総会において株式引受人は自己に代わる成人者を代理人として委任し、総会に出席、投票させることができる。委任は文面によってこれをなし、委任した者がこれに署名しなければならず、委任された者が総会に出席する前に発起人が総会開催場所において定めた者へ提出する。

委任状は少なくとも以下の項目がなければならず、登記官が定めた様式に従う。

- (一) 委任した者が有する株式数
- (二) 委任された者の氏名
- (三) 出席と投票を委任した総会の開催回。

投票において、委任された者の票数は委任した株式引受人が有する合計票数と同じであるとみなす。ただし委任された者が投票前に総会において、特定の委任者の氏名とその株式数を示し、その特定の委任者の代わりにだけ投票することを表明したときはその限りではない。

第三五条

会社創立総会は以下の議事からなる。

- (一) 会社規約の検討
- (二) 発起人が過去になした業務の承認
- (三) 募集書に発起人への報酬を記しているときは、その報酬額の規定
- (四) (もしあれば) 優先株の様態の規定
- (五) ある者が現金以外の財産による出資、または文学、美術、科学上の著作権、特許権、商標、モデルあるいは雛型、設計図、処方、秘密製法、もしくは工業、商業、科学上の経験に係る情報を提供することをもって、株金全額の払込を受けたときと同じようにその者に対し、発行される普通株または優先株の株式数の規定
- (六) 取締役の選任
- (七) 会計監査人の選任と会社の会計監査費用額の規定

第三六条

取締役の選任は第七〇条の規定に従う。

第三七条

発起人は創立総会が終結した日から七日以内に、会社の全業務及び全書類を取締役に引き渡さなければならない。

取締役会は業務及び書類の引渡しを受けた時、株式引受人に通知書を出し、通知書を受け取った日から一四日以内の通知書に定めた期日内に全株金を払い込むよう通知する。現金でない財産で株金を払い込む株式引受人に対しては、会社登記日から一ヶ月以内の通知書に定めた期日内及び方法に従い、その財産の所有権、または様々な権利の使用の証拠書類を作成し、会社に譲渡するよう請求する。

株金の払込において、会社の発起人または会社と債務相殺してはならない。

第三八条

株式引受人が第三七条第二段に基づき株金を払い込まなかった、または財産の所有権を譲渡しなかったとき、取締役会は督促状をもって、その督促状を受け取った日から一四日以内に、払込または

譲渡をなす、あるいは権利使用の証拠書類を作成し、会社に引き渡すよう督促する。このとき取締役会は当該期限、方法に従わなかったときはその株式を競売に付す旨も通知する。

第一段に基づく期限が経過した時、当該株式引受人が株金払込を終えなかった、または財産所有権を譲渡しなかった、あるいは権利使用の証拠書類を作成し、引き渡さなかった場合、取締役会は当該期限が経過した日から七日以内にその株式を競売に付す。

第二段に基づき株式を競売に付し、株金に満たない代価を得たとき、取締役会は遅滞なく株式引受人から足りない分の株金を徴収する。

第三九条

第二七条に定めた額の発行価額を受け取った時、取締役会は創立總會終結日から三ヶ月以内に、以下の事項を示すことで会社設立を登記する。

- (一) 金額でいくらを示した払込済み資本金
- (二) 以下に分類した全払込済み株式数
 - (a) 現金で株金が払い込まれた普通株及び(もしあれば)優先株
 - (b) 現金でない他の財産で株金が払い込まれ、その財産の換価基準を示した普通株及び(もしあれば)優先株
 - (c) 第三五条(五)に基づく方法で株金を払い込み、その概要を示した普通株及び(もしあれば)優先株
- (三) 取締役の氏名、生年月日、国籍、住所
- (四) 会社に代わって署名する権限を有する取締役の氏名及び人数、及び(もしあれば)規約に掲げられたところに基づく権限の制限事項
- (五) 本店及び(もしあれば)支店の設置場所

第一段に基づく登記において取締役会は、規約、株主の氏名、国籍、住所、その持ち株数、株式番号を記した株主名簿、会社創立總會議事録をともに提出する。

第四〇条

第三九条第一段に掲げた事項に変更が生じた場合は、会社は変更があった日から一四日以内でその変更を登記申請しなければならない。

第四一条

本法令に基づき登記された会社は、登記官が登記した日から法人となる。

第四二条

会社はその目的の範囲内において行為をなす権限を有し、別段の定めがある規約がないときは、その権限には以下の行為をなす権限も含める。

- (一) 会社の名において原告となる、苦情を訴える、審理手順に基づく行動を起こす

(二)財産及び財産の果実の購入、調達、受領、賃貸、リース、所有権保持、占有、改修、使用、及びその他の管理

(三)財産の売却、譲渡、抵当権設定、質権設定、及びその他の措置

(四)金銭の借入、保証、手形または譲渡性証券の振出し、譲渡、裏書

(五)会社に対する職務遂行に係る起訴事実における刑事訴訟を起こされた取締役、従業員、被雇用者の一時保釈の請求

(六)他の会社または民間会社の株式保有、経営、及び他の会社または民間会社との共同事業

(七)自然人がなすことのできるその他の行為。ただしその行為の形態が自然人のみなすことのできる行為は除く。このとき会社の目的の範囲内であるものとする

第四三条

第四四条の規定下に、取締役会は登記官が設立登記するまで、会社の株式引受払込金として得た財産の売却、または払込金を事業に使用してはならない。ただし創立総会で承認された費用はその限りではない。

第四四条

会社設立登記が第三九条に基づく期限内にできなかった、あるいは登記官が登記拒否命令を出し、その命令が確定したとき、その会社は設立されなかったものとみなし、取締役会は以下を遂行する。

(一)現金で払い込まれた場合は、株式引受人に払込金を返還する

(二)現金でない他の財産で払い込まれた場合は、株式引受人にその財産の所有権を譲渡する

(三)文学、美術、科学上の著作権、特許権、商標、モデルあるいは雛型、設計図、処方、秘密製法、もしくは工業、商業、科学上の経験に係る情報の提供者へそれらを返還する。返還ができない場合は代価を現金で支払う、あるいは契約に規定があればその規定に従い代価を支払う

以上、当該期限が切れた日から一ヶ月以内に遂行する。

発起人、または取締役会の過失でなく、登記官の命令によって設立できなかった場合、取締役会は(一)に基づき払込金を返還する前に、創立総会で承認された費用を控除することができる。

第四五条

取締役は第四四条に基づく遂行を怠ったことについて、第四四条に基づく期限が切れた日からの利息も含め、連帯で無限責任をとらなければならない。

第四四条に基づく遂行を怠ったことについて自己の過失でないことを証明できる取締役は第一段に基づく責任をとらなくてもよい。

第四六条

創立総会終結に至らなかったとき、発起人は会社の設立に係る行為における諸事業に連帯で責任をとらなければならない。また創立総会で承認されなかった債務及び費用は発起人が連帯で無限責任を

とらなければならない。

第四七条

会社が登記された時、株主は自己が過失、脅迫、詐欺により株式を購入したことの取消を裁判所に訴えることはできない。

第四八条

会社がその事業のために支店を設置する場合、その設置場所が国の内外であることを問わず、事業遂行前に登記申請する。

会社が支店を廃止する場合、その支店を廃止した日から一四日以内に支店廃止を登記申請しなければならない。

第四九条

会社創立総会に第一〇八条を準用する。

第五章

株式及び株主

* 第五〇条

会社の株式は全て同額でなければならない。

[*注ノパブリックカンパニー法(第二版)による昨年の改定増補で額面五パーツ以上という規定は廃止]

第五一条

会社が登記した額面価額を上回る額で株式を発行した場合、株式引受人に対し額面価額と共にそれを上回っている部分の価額も払い込ませなければならない。超過部分は資本準備金に組み込み、第一一六条に基づく利益準備金とは別にしておかなければならない。

第五二条

会社が一年以上営業し、損失があることが明らかとなるとき、登記した額面価額を下回る額で株式を発行することができるが、以下に従わなければならない。

- (一) 株主総会で承認を受ける
- (二) 明確に割引分を定め、募集書にそれを記す。かつ
- (三) 第一三七条を準用し、これに従う

第五三条

株式は分割できない。

二人以上が一株または複数株を共同で引受、保有したとき、その者たちは共同で株金及び額面を上回る額の払込に責任を持ち、株式引受人または株主としての地位に基づく権利を行使する者として、その中の一人を立てなければならない。

第五四条

第三五条(五)及び第五二条の規定下に各株式は全額一回で払い込まなければならない。

株式価額の払込において株式引受人または株主は会社と債務相殺をしてはならない。

* 第五四ノ一条

第五四条第二段の規定は、株主総会に出席し、かつ決議権のある株主の全票数の四分の三以上の賛成で承認された債務の資本化に基づき、債権者への債務弁済のために会社が新株を発行し、債務を再構成する場合には適用しない。

第一段に基づく債務弁済のための株式発行及び債務の資本化は省令が定めた原則、方法に従う。

[*注ノパブリックカンパニー法(第二版)第四条で増補]

第五五条

会社は登記官が会社設立を登記した日から、あるいは会社設立登記後に会社が残った株式を募集する、または新株を発行募集する場合は全株式価額の払込を受けた日から二ヶ月以内に株券を発行し、株主に引き渡さなければならない。

会社設立登記または増資の登記がなされ、全株式価額が払い込まれるまで株券を発行してはならない。

第二段の規定に違反して発行された株券は無効である。

第五六条

株券には少なくとも以下の事項が記載されていなければならない。

- (一) 会社名
- (二) 会社登記番号及び登記日
- (三) 株券の種類、価額、番号及び株式数
- (四) 株主の氏名
- (五) 一人以上の取締役の筆記した、または印刷した署名。ただし取締役は証券及び証券取引所法に基づく株式登記官に委託して代わりに筆記した、または印刷した署名をさせることもできる
- (六) 発行年月日

第五七条

会社は株式の譲渡における制限を定めることはできない。ただしその制限が、会社を得る権利と利益を保全するため、あるいはタイ人と外国人の持ち株比率を維持するためのものであるときはその限りではない。

発起人は第一七条(三)に基づき引き受けた株式を会社登記日から二年が経過する前に譲渡することはできない。ただし株主総会の承認を得た場合はその限りではない。

第五八条

株式の譲渡は、譲渡人が株券に裏書した時に有効となる。このとき譲受人の名を記し、譲渡人と譲受人の署名を付し、株券を譲受人に引き渡す。その株式譲渡は会社が株式譲渡の請求を受理した時に会社に対し主張できる。ただし第三者に対しては会社が株式譲渡を登録した時に主張できる。ここにおいて会社はその譲渡が合法であると判断すれば、その請求があった日から一四日以内に株式譲渡を登録する。あるいは会社がその譲渡に有効性を認めなかった場合は、七日以内に請求人にそれを通知する。

譲受人が新券の株券を求める場合の請求は、譲受人の署名、及び一人以上の証人の署名を付した書類をもって、元の株券とその他の証拠と共に会社に提出することでこれをなす。ここにおいて会社がその株式譲渡が合法であると判断すれば、請求を受けた日から七日以内にその譲渡を登録し、請求を受けた日から一ヶ月以内に新券を発行する。

第五九条

会社の株主が死亡した、または破産し、別の者がその株式における権利を得た場合、その者が合法的な全証拠を提出したとき、会社はこれを登録し、全証拠を受領した日から一か月以内に新券を発行する。

第六〇条

毎回の株主総会の前の一四日間に会社は株式譲渡の登録受け付けを締め切ることができる。このとき会社はその旨を株主に事前通知するため、株式譲渡の登録締め切り開始日の一四日以上前に、会社の本店と全支店にこれを掲示する。

第六一条

会社は少なくとも以下の事項を掲載した株主登録簿を作成しなければならない。

- (一) 株主の氏名、国籍、住所
- (二) 株券の種類、価額及び株式数
- (三) 株主となった、または株主ではなくなったことの登録年月日

第六二条

会社は株主登録簿及び登録にあたっての証拠を会社の本店に保管しなければならない。各会社はある特定の者に株主登録簿及び登録の証拠を会社に代わって任意の場所で保管することを委託することができる。ただしこの場合は株主及び登記官に株主登録簿保管人について報告しなければならない。

株主登録簿が紛失、破損、損壊した場合、会社はその紛失、破損、損壊を知った日から一四日以内に登記官に届け出なければならず、その届出日から一か月以内に株主登録簿の作成、補修を終える。

株主登録簿は正しいものと推定する。

第六三条

株主は株主登録簿保管人の業務時間内に株主登録簿及び登録の証拠の記載事項を閲覧する権利を有する。ここにおいて株主登録簿保管人は閲覧時間を定めることができるが、一日あたり二時間以上でなければならない。

株主が会社の内容証明と共に株主登録簿の全部または一部の謄本を請求した、あるいは紛失、破損、損壊した株券に代えて新券を発行するよう請求した場合、会社は会社規約に基づく手数料が支払われたとき、その請求があった日から一四日以内に株主に対し作成または発行する。

紛失、破損、損壊した株券は、新券が発行された時、無効になったものとみなす。

第二段の会社規約に基づく手数料は省令で定めたレートを超えてはならない。

第六四条

会社は第三九条第二段に基づく事項を掲載した定時総会開催日時点における株主名簿を、当該総会終了後一か月以内に登記官に提出しなければならない。

第六五条

すでに発行された株式の優先権は変更できない。

優先株の普通株への転換はこれをなすことができない。ただし会社が別段の定めのある規約を有する場合はその限りではない。この場合は株主が株券を会社に引き渡し、株式転換を請求することでこれをなすことができる。

第二段に基づく株式転換はその請求があった日から効力が発生する。この場合、会社は請求日から一四日以内に請求人に対し新券を発行する。

第六六条

会社は株式の所有者になれない、あるいは自己株式の質受けはできない。

* 第六六 / 一条

第六六条の会社は自己株式の所有者にはなれない部分の規定は、以下の場合には適用しない。

(一) 会社は、議決権及び配当請求権に係る会社規約の改定において、自己が不当な扱いを受けていると判断し、株主総会の決定に反対している株主から、株式を買い受けることができる。

(二) 会社は、積立利益があり、かつキャッシュフローが黒字であり、株式を買い受けても財務上問題がない時、財務運営のために株式を買い受けることができる。

会社が保有している株式は株主総会の定足数において計算せず、議決権及び配当請求権はない。

会社は、第一段に基づき買い受けた株式を省令が定めた期間内に消却しなければならない。定められた期間内に消却できない、または消却しきれなかったとき、会社は消却できなかった部分の登録株を消滅させ、減資する。

第一段に基づく株式買い受け、株式消却、及び第三段に基づく株式消滅は省令が定めた原則、方法に従う。

[*注ノパブリックカンパニー法(第二版)第五条で増補]

第六章

取締役会

第六七条

会社は会社の事業運営のために一つの取締役会を有していなければならない。取締役会には少なくとも五人の取締役があり、全取締役の半数以上の取締役が王国内に居住地を有していなければならない。

第六八条

取締役は自然人でかつ以下の要件を満たしていなければならない。

- (一) 成人者である
- (二) 破産者、無能力者、準無能力ではない
- (三) 財産に係る悪意の過失において確定判決で禁固刑を受けたことがない
- (四) 背任により官公庁、政府機関を罷免された、または解任されたことがない

第六九条

株主を取締役にさせない形態にある制限事項は定めてはならない。

第七〇条

会社規約で別段の定めがある場合を除き、取締役は株主総会が以下の原則及び方法に基づき選任する。

- (一) 株主一人は、自己の所有する株式数に選任する取締役の数を掛け合わせた票数を有する。
- (二) 各株主は(一)に基づき有する全票数を一人に投じて、または複数の者に分けて投じてよい。

複数の者を取締役に選ぶ場合、その一人一人票数に多寡をつけて投票することもできる。

(三)得票数の最も多い者から順に選任すべき取締役数となるまで、得票数の多い者が取締役に選任される。票数が同数の者がいて選任すべき人数を超えた場合は、票数が同じ者による籤引によって定数に絞り込む。

会社が取締役選任で別段の規約を定めている場合も、その規約は取締役選任議決において株主の管理を損なう形態であってはならない。

第七一条

定時株主総会で毎次、取締役会を一度に選任するが、旧取締役会は新取締役会が職務に就くまで、引き続き必要に応じ会社の事業を運営するためその職務を代行する。

第一段の内容は、会社が第七〇条で定めたところと異なった取締役選任方法を定めた規約を有する場合には適用しない。その場合、三分の一の取締役が退任する。均等に三分できないときは三分の一に最も近い数の取締役が退任する。

設立登記後一年目、二年目に退任しなければならない取締役は、規約に別段の定めがない限り、籤引によってこれを決める。その後については在任期間が最も長い取締役が退任する。

本条に基づき退任した取締役は再選任されることができる。

第七二条

第七一条に基づき退任する以外に、取締役は以下の時に退任する。

- (一)死亡した
- (二)辞任した
- (三)第六八条に基づく資格を失った、または禁止状態にある
- (四)株主総会が第七六条に基づき解任を決議した
- (五)裁判所が解任を命じた

第七三条

辞任する取締役は会社に辞表を提出する。辞任は辞表が会社に到達した日から効力を有する。

第一段に基づき辞任する取締役はその辞任を登記官に届け出ることができる。

第七四条

取締役全員が退任した場合、退任した取締役会は、新取締役会が職務に就くまで、引き続き必要に応じ会社の事業を運営するためその職務を代行する。ただし取締役会が第七二条(五)に基づき退任した場合に、裁判所が別段の命令をなしたときはその限りではない。

退任した取締役会は、退任した日から一ヶ月以内に新取締役会を選任するため株主総会を招集しなければならない。このとき総会開催日の一四日以上前に株主に株主総会召集を通知する。

第七五条

第八三条の規定下に、任期以外の事由で取締役欠員ができた場合、取締役会は以後の取締役会会議で、第六八条に基づく資格を有し、かつ禁止様態にない代わりの取締役に選任する。ただし取締役の残り任期が二ヶ月未満であるときはその限りではない。

第一段に基づく取締役会の決議は、現有取締役数の四分の三以上の賛成によらなければならない。第一段に基づき選任された代わりの取締役の任期は、前任者の残り任期と同じとする。

第七六条

株主総会において、任期満了前に取締役を解任することを決議することができる。このとき総会に出席し、かつ決議権を有する株主の四分の三以上、かつ総会に出席し、かつ決議権を有する株主によって保有された株式数の半数以上によって、これをなすことができる。

第七七条

取締役会は目的、規約、株主総会の決議に基づき会社を経営する権限と義務を有する。

取締役会は一人または複数の取締役、あるいは別の者に取締役会に代わってある特定の業務の執行を委任することができる。ただし取締役会に当該権限を付与しないことをはっきりと示した規約があるときはその限りではない。

第七八条

取締役会は一人の取締役を取締役会長に選出する。

取締役会が適当と判断した場合、一人または複数の取締役を取締役副会長に選出することができる。取締役副会長は取締役会長が委任した業務において規約に基づく義務を有する。

第七九条

取締役会は本店所在地またはその近県で三ヶ月に一回以上開かなければならない。ただし会社の規約で他の地で開くことを定めているときはその限りではない。

第八〇条

取締役会の会議は全取締役の半数以上の出席をもって成立する。取締役会長が会議に参加しない、または職務遂行できない場合、取締役副会長がいれば取締役会副会長が会議の議長を務める。取締役副会長がいなく、または職務遂行できないときは、会議に出席した取締役が一人の取締役に互選し、会議の議長とする。

会議の決定は多数決による。

取締役一人は一票を有する。ただし決定する事項に利害関係を有する取締役はその事項について決議権を持たない。票数が同数の場合は会議の議長が決定票を投じる。

第八一条

取締役会長が取締役会を招集する。

二人以上の取締役が取締役会の招集を請求したとき、取締役会長はその請求があった日から一四日以内に会議開催日を定める。

第八二条

取締役会の招集において、取締役会長または委任された者は、会議日の七日以上前に取締役に招集通知を送る。ただし緊急の場合は、会社の権利または利益を保全するため別の方法で招集通知、会議日もそれより早く定めることができる。

第八三条

取締役の人数が取締役会の定足数に満たない数に減った場合は、残りの取締役は欠員となった取締役を選任するための株主総会を招集することにおいてのみ、取締役会の名で業務執行することができる。

第一段に基づく総会の招集は、取締役数が定足数に満たなくなった日から一ヶ月以内にこれをなす。第一段に基づき選任された取締役の任期は、前任者の残り任期と同じとする。

第八四条

取締役会、取締役または取締役会から委任された者が会社の名においてなした行為は、事後に取締役の選出、任命または資格に係る瑕疵が明らかになったとしても、効力を有し、会社を拘束する。

第八五条

会社の事業執行において、取締役は法律、会社の目的及び規約、株主総会の決議に基づき、また誠実かつ会社の利益保全に注意を払い、職務を遂行しなければならない。

取締役が第一段に従わず行為をなした、または行為をなさなかった場合、会社あるいは株主は以下を遂行することができる。

(一) その行為または不行為が会社に損害をもたらす事由となったとき、会社はその取締役に損害賠償を請求することができる。

会社が請求しない場合、全発行済み株式の五%以上を有する単独または複数の株主が文面をもって会社に請求するよう求めることができる。会社がその株主の求めに基づく行動を怠ったとき、その株主は会社の損害を賠償するよう訴えを起こすことができる。

(二) その行為または不行為が会社に損害を与えそうなとき、全発行済み株式の五%以上を有する単独または複数の株主は、そうした行為の中止を命じるよう裁判所に対し請求することができる。

株主が第二段に基づき遂行人である場合、株主は裁判所に対し、その取締役の解任を請求することができる。

第二段及び第三段に基づき遂行する株主は、その取締役が会社に損害を与えた、あるいは損害を

与えそうな事由となる行為または不行為をなした時に、会社の株式を保有していなければならない。

第八六条

取締役は、たとえそれが自己または他者の利益のためであっても、会社の事業と同一の形態を有し、かつ競合形態にある事業を営んではならない。あるいは会社の事業と同一で競合形態にある事業を営む合名会社の社員、または合資会社の無限責任社員、民間会社または他の会社の取締役となつてはならない。ただし選任決議がある前に株主総会に報告していたときはその限りではない。

取締役が第一段の規定に違反している場合、会社はその取締役に損害賠償を請求することができる。このときその訴えは、違反を会社が知った日から一年以内、かつ違反があった日から二年以内になさなければならない。

会社が第二段に基づく請求権を行使しなかった場合、全発行済み株式の五%以上を有する単独または複数の株主が文面をもって会社に請求するよう求めることができる。会社がその請求日から一ヶ月以内にその株主の求めに基づく行動をとらなかったとき、あるいは第二段に基づく時効の残り期限が一ヶ月を切ったとき、その株主は会社のためにその請求権を行使することができる。このとき第八五条第二段(二)及び第三段を準用する。

第八七条

取締役が会社の財産を買った、または会社に財産を売った、あるいは会社と取引をなしたとき、それが自己の名において、または他者の名においてなしたものであっても、取締役会から承認を得ていなかった場合、その売買または取引は会社を拘束する効力を持たない。

第八八条

取締役は以下の場合が生じた時、会社に遅滞なく報告する。

(一) 会社が会計年度内に結んだ契約において直接、間接的に利害関係を有する時、契約の形態に係る事実関係、契約相手の名、その契約における取締役の利害関係を報告する。

(二) 会社及びグループ会社の株式または社債を保有する時、会計年度中に増えた、または減った全保有数を報告する。

第八九条

会社は会社の取締役、従業員、または被雇用者に対し、以下の場合を除き、金銭を貸し付けてはならない。

(一) 従業員及び被雇用者の福利厚生制度に基づく貸付

(二) 商業銀行法、生命保険法、または他の法律に基づく貸付

以下の貸付は第一段に基づく会社の取締役、従業員、被雇用者への貸付であるとみなす。

(a) 取締役、従業員または被雇用者の配偶者、あるいは未成年の子への貸付

(b) 取締役、従業員または被雇用者、あるいはその配偶者または未成年の子が社員となっている合

名会社への貸付

(c)取締役、従業員または被雇用者、あるいはその配偶者または未成年の子が無限責任社員となっている合資会社への貸付

(d)取締役、従業員または被雇用者、あるいはその配偶者または未成年の子が過半数の株式を保有している他の会社または民間会社への貸付

第一段に基づく貸付には購入または手形割引引受における保証、借入金に係る保証も含む。

第九〇条

会社規約に基づく報酬を除き、会社は取締役に金銭を支払う、または財産を贈与してはならない。

会社規約が定めていない場合、第一段に基づく報酬は株主総会の決議に従う。その決議は総会に参加した株主の全票数の三分の二以上によってなされる。

第九一条

取締役は以下の場合に会社に生じた損害に連帯責任を負う。

(一)第三七条または第三八条に従わず株式引受人に株金の払込、または財産の会社への譲渡を請求した

(二)第四三条に違反して株金をもって支払った、または株金払込で受け取った財産を処分した

(三)第八五条に違反した行為

(四)第八九条に違反しての貸付

(五)第九〇条に従わず取締役に金銭を支払った、または財産を贈与した

(六)第一一五条に違反しての株主への利益配当、あるいは第一一八条に基づく責任。ただし善意の行為であること、かつ証拠または会社の取締役会長、財務責任者または会計監査人が内容証明した財務報告に依拠し、証明できるときはその限りではない

(七)帳簿、登録簿、または本法令に基づく会社の書類を作成、保管しなかった。ただし違反がないよう自己がしかるべき行為をなしたことを証明できる時はその限りではない

第九二条

取締役は以下の場合、第九一条に基づく責任を負わなくてもよい。

(一)自己がその行為に加わっていないことを証明できる場合、または当該行為が取締役会の決議に依拠せずになされたことを証明できる場合

(二)取締役会の議事録で記録されているように取締役会で反対した場合、または取締役会会議が終結してから三日以内に会議の議長に提出した文面で反対した場合

第九三条

取締役が第九一条(六)に基づく会社の損害に責任を負わなければならない場合、当該取締役は、第一一五条への違反であることを知っていた、または第一一八条に基づき責任を負うことを知っていた

株主に対し、超過分の配当金を返還するよう請求する権利を有する。

第九四条

取締役は以下の場合に株主または会社の関係人に生じた損害に連帯責任を負わなければならない。ただし自己がその過失行為に加わっていないことを証明できるときはその限りではない。

(一) 会社の株式、社債または有価証券の募集販売において、会社の財務状況及び業務実績に係り虚偽の報告をした、または報告すべき内容を隠匿した

(二) 登記官に提出した書類の中で、会社の帳簿、登録簿、書類と異なった虚偽の内容を示した、または虚偽の報告をした

(三) 虚偽の貸借対照表、損益計算書、株主総会議事録、取締役会議事録を作成した

第九五条

株主総会が権限付与した、または承認を決議した行為をなした取締役は、その決議が後に取り消されたとしても、その行為において会社、株主、会社の債権者に責任を負わなくてもよい。

第九六条

会社は取締役名簿、取締役会議事録、株主総会議事録を作成し、会社の本店に保管しなければならない。ただし会社は特定に者に対して会社の代わりに当該書類及び名簿の保管を委任することができる。その場合、保管場所はどこであってもかまわないが、本店所在地またはその近県でなければならない。登記官にその場所を事前に通知しなければならない。

取締役名簿には少なくとも以下の事項がなければならない。

(一) 取締役の氏名、生年月日、国籍、住所

(二) 各取締役が保有する株式の株券の種類、価額、番号、及び株式数

(三) 取締役となった、または取締役でなくなった年月日

取締役会議事録及び株主総会議事録は、取締役会がその会議の日から一四日以内に作成しなければならない。

第九七条

取締役と会社、及び会社と第三者の関係は、本章に規定がある場合を除き、民商法典の代理人の条項を適用する。

第七章

株主総会

第九八条

取締役会は定時総会としての株主総会を、会社の決算期末日から四ヶ月以内以内に招集しなけれ

ばならない。

第一段に掲げた以外の株主総会は臨時総会と呼ぶ。

第九九条

取締役会は臨時総会を必要に応じていつでも招集することができる。

第一〇〇条

合わせて全発行株式の五分之一以上の株式を有する株主、または合計で全発行株式の一〇分の一以上の株式を有する二五人以上の株主は、いつでも、連名で取締役会に臨時総会を招集するよう請求することができる。ただし当該請求書にはっきりと総会召集の事由を示さなければならない。この場合、取締役会は株主から招集請求書を受け取った日より一ヶ月以内に株主総会を開催しなければならない。

第一〇一条

総会召集において取締役会は、開催場所、開催日時、会議運営規約、及び了承、承認、審議に付す詳細な会議の目的事項とそれに対する取締役の意見を示した総会召集通知書を作成し、総会開催日の七日以上前に株主と登記官に通知する。このとき総会開催日の三日以上前に新聞に総会召集通知を公告する。

第一段に基づく総会開催場所は、本店所在地またはその近県でなければならない。ただし規約に別段の定めがあるときはその限りではない。

* 第一〇二条

株主は株主総会に出席し、票を投じる権利を有する。ただし別の者に総会出席と投票を委任することもできる。ここにおいて第三三条第二段、第四段、第五段及び第三四条を準用する。委任にあたっては委任状を取締役会長または取締役会長が定めた者に提出する。

第一段における投票において一株につき一票を有するとする部分は、会社が優先株を発行し、その議決権を普通株よりも少なく定めた場合には適用しない。

[*注ノパブリックカンパニー法(第二版)第六条で第二段を増補]

第一〇三条

本法令で別段の定めがない限りにおいて、株主総会においては株主及び(もしあれば)株主から委任された代理人が二五人以上、または全株主数の半数以上が出席し、かつ全発行株式数の三分の一以上の株式を合わせて有するとき、会議は成立する。

株主総会において開会時間から一時間が経過した時、第一段で定めたところに基づく定足数の株主が出席していなかった場合、それが第一〇〇条に基づき株主が招集を請求した総会であれば、その

総会は取り止める。それが第一〇〇条に基づき株主が招集を請求した総会でない総会であれば、新たに招集し、開催日の七日以上前に招集通知書を株主に送付する。その新たな総会においては定足数の規定を適用しない。

第一〇四条

取締役会長が株主総会の議長となる。取締役会長が不在、または職務遂行ができない場合は、取締役副会長がいれば取締役副会長が議長となる。取締役副会長が不在または職務を遂行できない場合は、総会に出席した株主の中から一人の株主を選び、議長とする。

第一〇五条

株主総会の議長は、総会に係る会社の規約に基づき会議を運営する義務を有する。ここにおいて会議運営は総会召集通知書で定めた会議規約の議事順序に従うが、総会に出席した株主の二分以上の賛成をもって議事順序の変更を決議したときはその限りではない。

第一段に基づき総会の議事が終了した時、発行株式の三分の一以上の株式を合わせて有する株主が、総会召集通知書で定められた以外の事項を審議するよう請求することができる。

総会で第一段に基づく議事順序に沿った審議が終了しない、または第二段に基づく株主が請求した事項の審議が終了しない場合、開催場所、開催日時を定めた次回の総会に延期しなければならず、取締役会は、開催場所、開催日時、会議運営規約を示した総会召集通知書を、総会開催日の七日以上前に株主に送付する。このとき総会開催日の三日以上前に新聞に総会召集通知を公告する。

第一〇六条

本章で定めた総会召集通知書の送付には第二九条を準用する。

第一〇七条

法令による別段の定めがない限り、株主総会の決議は以下の票決による。

(一) 通常の場合は、会議に出席し、議決権を有する株主の多数決による。票数が同じときは総会の議長が決定票を投じる

(二) 以下の場合は、会議に出席し、議決権を有する株主の四分の三以上の多数決による。

(a) 会社の全事業または一部重要事業の売却または譲渡

(b) 他の会社または民間会社の事業の買収または譲受

(c) 会社の重要事業の一部または全部の賃貸に係る契約の締結、改定、解消、あるいは会社の事業管理の他者への委託、損益を分配する目的を持った他者との事業合同

(三) 会社に、ある特定の件についての株主総会の決議で、(一)または(二)で定めた票数以上の多数決を定めた規約がある場合はその規約に従う。

第一〇八条

株主総会において、会社の規約または本法令の規定に従わず、あるいは違反して総会を招集、もしくは決議したとき、五人以上の株主、あるいは合わせて全発行株式の五分之一以上の株式を保有する株主は、裁判所にその株主総会の決議取消を命じるよう申し立てることができる。ただしその申立は、総会決議のあった日から一ヶ月以内に裁判所に申し立てなければならない。

裁判所が第一段に基づき株主総会決議の取消を判決した場合、会社は裁判所の確定判決のあった日から一ヶ月以内に株主に通知する。

第八章

帳簿及び報告

第一〇九条

会社は会計帳簿を作成し、会計監査に係る法律に基づく監査まで保管しなければならない。

第一一〇条

第一〇九条に基づく帳簿作成のほかに会社は、会社の会計年度である一二月間に少なくとも一度、貸借対照表と損益計算書を作成しなければならない。

貸借対照表と損益計算書には省令で定められたところに基づく報告と報告の内容がなければならない。

第一一一条

会社が登録した株式数の全株金の払込を受けていない場合は、以下の会社の書類において登録資本及び株式数がいくらであるか、発行株式数と払い込まれた金額がいくらであるかをはっきりと示さなければならない。

- (一) 貸借対照表
- (二) 財務状態を示すその他の書類

第一一二条

取締役会は会社の会計期末日において貸借対照表と損益計算書を用意し、定時株主総会にその承認を求めなければならない。

第一段に基づき作成する、または株主総会の承認を求めするために会計期中に作成する貸借対照表と損益計算書は、取締役会が株主総会に提出する前に会計監査人に監査させなければならない。

第一一三条

取締役会は、定時総会召集書とともに株主に以下の書類を送付しなければならない。

- (一) 第一一二条に基づき会計監査人が監査済みの貸借対照表と損益計算書及び会計監査人の監査報告の謄本

- (二) (もしあれば) 第一一四条(一)及び(二)に基づく報告を示す書類
- (三) 取締役会の年次報告

第一一四条

取締役会の年次報告では少なくとも以下に係る報告が明らかにされていなければならない。

- (一) 会社の名称、本店所在地、業種、発行済み全株式数とその種類、(もしあれば) 会社が保有するグループ会社の株式数とその種類、省令の規定に基づいたグループ会社となる会社の形態
- (二) (もしあれば) 他の会社または民間会社の全発行株式数の一〇%以上の株式を会社が保有している場合は、当該会社の名称、本店所在地、業種、発行済み全株式数とその種類
- (三) 第八八条に基づき取締役が会社に報告した内容の詳細
- (四) 取締役が会社から受けとった利得、株式、社債、またはその他の利権と、それらを受け取った取締役の氏名
- (五) 省令で定められたその他の報告

第一一五条

利益以外の種類の金銭からの配当はできない。会社が累積損失がある場合も配当することはできない。

配当は株式数に基づき配分する。ただし規約により優先株につき別段の定めがあるときはその限りではない。そのとき配当は株主総会の承認を得なければならない。

十分な利益がある時にいつでも配当できるとした会社の規約があれば、取締役会はいつでも配当することができ、配当後に次の株主総会に報告する。

配当は株主総会または取締役会の決議日から一ヶ月以内に実施する。このとき株主に配当を通知し、かつ新聞紙上で配当通知を公告する。

第一一六条

会社は(もしあれば) 累積損失を差し引いた上で、純利益の五%以上の割合で純利益の一部を準備金として積み立て、この準備金が登録資本金の一〇%以上になるまで積み立てなければならない。ただし会社がそれ以上の準備金を規定した規約が有する、あるいは他の法律があるときはその限りではない。

第一一七条

会社が登録株式数に満たない払込しか受けてない場合、または増資を登記した場合、会社は株主総会の承認を受けた上で、株主に対し新たな普通株を発行することで配当金の全部または一部を支払うことができる。

第一一八条

会社が第一一五条、第一一六条、または第一一七条に違反して株主配当を実施し、会社の債権者が不利となる事由となった場合、債権者は株主に対して受け取った配当金の返還を訴えることができる。その訴えは株主総会が配当を決議した日から一年以内になさなければならず、善意で配当を受け取った株主には返還を強制できない。

* 第一一九条

株主総会の承認を得た時にはいつでも、会社は欠損を埋めるために第五条に基づく準備金(資本準備金)、第一一六条に基づく準備金(利益準備金)、またはその他の準備金を使用できる。

第一段に基づく欠損の穴埋めは、まずその他の準備金によって、その後に第一一六条に基づく準備金で、最後に第五条に基づく準備金で埋める。

[*注ノパブリックカンパニー法(第二版)第七条で改定]

第一二〇条

定時総会で会計監査人を選任し、会社の毎年の会計監査費用額を定める。会計監査人の選任にあたっては、同じ会計監査人を再任することができる。

第一二一条

会計監査人は会社の取締役、従業員、被雇用者、特定職務に就くものであってはならない。

第一二二条

会計監査人は会社の業務時間内に会社の収入支出、財産及び債務を監査する権限を有する。会計監査人は会社の取締役、従業員、被雇用者、特定職務に従事している者、会社の代理人に質問し、会社の業務に係る事実関係を聞き出し、証拠書類を提出させる権限を有する。

第一二三条

会計監査人は会計監査法に基づき報告を作成、定時株主総会に提出しなければならない。

第一二四条

貸借対照表、損益計算書、会計監査人の報告はタイ語で作成されなければならない、整然と印字されていないなければならない。

第一二五条

会計監査人は意見書を作成、株主総会に提出する権利、会社の貸借対照表、損益計算書、会計に係る問題が審議される株主総会に毎回出席し、株主に会計監査について報告する権利を有し、会社はその株主総会で株主に配布する報告及び書類を会計監査人にも送付しなければならない。

第一二六条

株主は会社の業務時間内に、会社の貸借対照表、損益計算書、会計監査人の報告の閲覧を求める権利を有し、当該書類の謄本をその内容証明とともに送るよう会社に請求することができる。ここにおいて会社は、規約で定めたところに基づき、その費用を請求することができる。

第一二七条

会社は年次報告書を作成し、会計監査人が監査し、株主総会の承認を受けた貸借対照表と損益計算書、及び貸借対照表、利益の処分、配当に係る部分についての株主総会議事録を、その内容を保証するために会社を代表して署名する権限のある者の署名を付し、登記官に提出する。貸借対照表については、会社は株主総会の承認決議日から一ヶ月以内に新聞紙上において一日以上公告しなければならない。

第九章

監査

第一二八条

合わせて全発行株式数の五分之一以上の株式を有する株主、または全株主数の三分之一以上の株主は連名で、会社の業務及び財務、取締役会の業務執行を監査するために、登記官に対し監査人の任命を文面で請求することができる。

第一段に基づく請求において、請求人は一人の代表株主の氏名と住所とともに監査事項を示さなければならない。

登記官は一人または複数の監査人を任命する。任命において登記官は監査事項をはっきりと示さなければならない。

第一二九条

以下の疑わしい事由がある時、登記官は会社の監査を実施するため一人または複数の係官を監査人に任命することができる。

- (一) 会社の債権者を欺く、または弁済能力がないことを知りながら債務を発生させた
 - (二) 会社が本法令に違反した、または従わなかった、あるいは貸借対照表、損益計算書の登記申請、登記官に提出する報告で、または公衆への公開で虚偽の内容を報告した
 - (三) 会社の取締役または管理職社員が会社の目的を損なう行為をなした、あるいは会社または会社の株主に対し不誠実な行為をなした
 - (四) 少数派株主が不当に不利になるような行為があった
 - (五) 会社の事業経営が株主に損害をもたらすおそれがある
- 監査人の任命において、登記官は監査事項をはっきりと示し、会社に通知する。

第一三〇条

第一二八条、第一二九条に基づく職務遂行において監査人は以下の権限を有する。

- (一) 会社の業務時間内に会社の事務所及び特定の場所に立ち入る
- (二) 会社の取締役、従業員、被雇用者、特定の職務に従事する者、会社の代理人、会計監査人、また当該職務に就いていた者で、その地位、職務から離れて一年以内である者に対し、証言を命じる
- (三) (二)に基づく者に対し、自己が責任を有していた会社の事業経営に係る帳簿及び書類を示す、または提出するよう命じる。

任命に基づく監査に関連して第一一四条(一)及び(二)に掲げた他の会社または民間会社の監査が必要であると判断した場合、監査人は登記官の承認を受けた上で、その関連する部分についてのみ監査する権限を有する。

第一段または第二段に基づく監査人の職務遂行において、監査役は刑法典に基づく捜査官であり、関係人は協力し、しかるべき便宜を提供する。

第一三一条

監査人は任命日から二ヶ月以内に監査結果報告を作成し、意見を付して登記官に提出しなければならない。期限内に遂行できないときは、監査人は二ヶ月ごとに監査結果報告を登記官に提出する。

第一三二条

登記官は監査人から監査結果報告を受け取った時、以下を遂行する。

- (一) 報告を受け取った日から七日以内にその報告の謄本を会社に送達する
- (二) 本法令に基づく違反行為者を訴追するために関係係官に通知する
- (三) 会社に対し本法令に基づく正しい行動を命じる
- (四) 債権者または監査結果報告で明らかにされた被害者に文面で通知する

第一三三条

第一三二条(一)に基づく報告を受け取った会社は、報告を受け取った日から一四日以内に、報告をまとめて株主に送付しなければならない。この場合、会社は株主の閲覧に供するために報告の謄本を会社に用意しておかなければならない。

第一三四条

会社の監査費用は以下の者が立て替えておく。

- (一) 登記官に監査役を任命するよう請求した株主
- (二) 第一二九条に基づく監査である場合は登記官

第一三五条

監査結果がすべての、または一部の監査を意図する場合、会社が第一三四条に基づく者が立て替えた監査費用を弁済する。

第一〇章

増資及び減資

第一三六条

会社は新株を発行することで登録資本を増加させることができる。

第一段に基づく新株発行は以下の時に実施できる。

(一) 全株式が発行され、かつ全株金が払い込まれた時、または全株式の払込がなされていない場合は、残りの株式が転換社債、あるいは株式購入権を示す証書を保証するために発行された株式である時

(二) 株主総会が総会に出席し、かつ決議権を有する株主の全票数の四分の三以上の票数をもって決議した時、かつ

(三) その決議から一四日以内に登記官に対し資本の変更登記を届け出た時
ここに第三章及び第五章を準用する。

第一三七条

第一三六条に基づく増資株はその全部または一部を募集販売することができ、各既存株主にその持ち株数に応じて割り当てることも、公衆またはその他の者にその全部または一部を募集販売することもできる。ここに株主総会の決議に従い、かつ第三八条を準用する。

第一三八条

会社が増資株の一部を販売した時、会社は分割して登記官に払込済み資本金の変更登記を届け出る。分割は募集株式数の二五%以上とする。ただし募集書または公募に係る書類にそれを規定しておかなければならない。

第一段に規定した以外に、会社は募集書または公募に係る書類に規定され、販売された株式の価額の全払込を受けた日から一四日以内に、登記官に払込済み資本金の変更登録を届け出る。

本条に基づく払込済み資本金の変更登記において、会社は新たに株主となった者の氏名、国籍、住所、保有株式数と株券番号を記載した株主登録簿も提出しなければならない。

* 第一三九条

会社は株金額の減少または株式数の減少によって、登録資本を減少させることができる。ただし全資本の四分の一未満への減資はできない。

会社に累積損失があり、第一一九条に基づく累積損失の穴埋めが実行された後も損失が残る場合、会社は全資本の四分の一未満を減資することができる。

第一段または第二段に基づく株金の減少または株式数の減少はその量の多寡、その方法の如何を問わず、株主総会が総会に出席し、かつ決議権を有する株主の全票数の四分の三以上の票数をもって決議した時に実施できる。ここに会社はその決議から一四日以内に資本の変更登録を届け出なければならない。

[*注ノ第一三九条はパブリック・カンパニー法(第二版)第八条で改正]

第一四〇条

株主総会は販売されていない、またはまだ発行されていない登録株を消却することで減資を決議することができる。株主総会が減資を決した時、会社はその決議から一四日以内に登記申請する。

第一四一条

第一四〇条に基づく場合ではない減資において、会社は会社を知る会社の債権者に対し、減資決議から一四日以内に、減資決議を通知書をもって通知しなければならない。このとき決議通知書を受け取った日から二ヶ月以内に異議を届け出るよう期限を定める。会社は減資決議を決議から一四日以内に新聞に公告する。

異議がある場合、会社は債務を弁済するまで、あるいはその債務のための担保を設定するまで減資することはできない。

第一四二条

第一三九条及び第一四〇条に基づく遂行をなした時、会社は以下の期限内に登記官に対し減資の登記を申請する。

- (一)債権者からの異議がない場合は、第一四一条に基づく期限が経過した日から一四日以内
- (二)債権者からの異議があった場合、債務を弁済した、または債務のための担保を設定した日から一四日以内

第一四三条

会社が第一三八条に基づき払込済み資本金の変更を登記した、または第一四〇条または第一四二条に基づき減資を登記した時、登記した日から一四日以内に会社は株主に文面で通知し、少なくとも一紙以上の新聞に公告する。

第一四四条

第一四一条に基づく期限内に会社の減資に異議を申し立てなかった債権者が、減資決議を知らず、かつその知らなかった事由が自己の過失によるものではない場合、返還された株金を受け取った株主がその受け取った額について債権者である自己に対し責に任じると判断すれば、その債権者は減資登記から一年以内に訴え出なければならない。

第一章

社債

第一四五条

公募での社債発行による会社の借入は、証券・証券取引所法に従い、第二五条を準用する。

第一段に基づく社債発行決定は株主総会の決議による。このとき株主総会に出席し、かつ決議権を有する株主の全票数の四分の三以上の票数をもって決議しなければならない。

第二章

合併

第一四六条

二社以上の会社、または会社と民間会社は、それぞれの株主総会において、総会に出席し、かつ議決権のある株主の全票数の四分の三以上の票数をもって決議することで、合併することができる。民間会社との合併の場合は、決議は民商法典で規定された特別決議でなければならない。

第一段に基づく会社合併の決議があったが、合併に異議のある株主がいる場合、会社は、合併決議のあった日より前の直近の証券取引所における売買価額をもって、当該株主から株式を買い取る者を用意しなければならない。証券取引所における売買価額がない場合は双方が独立鑑定人を立て、評価された価額を用いる。株主が買い取り提案を受けた日から一四日以内に売却に応じなかったときは、会社は合併手続きを進め、その株主は合併新会社の株主であるとみなす。

第一四七条

会社は別の会社との合併の決議を会社の債権者に文面で通知する。このとき第一四一条を準用する。

第一四八条

第一四七条に基づく手続きをなした時、合併する各会社の取締役会長は合同の株主総会を召集し、その総会では以下の件について審議する。

- (一) 合併新会社の株式の株主への配分
- (二) 合併新会社の社名。このとき新たな名称であっても、合併する各会社の旧称をそのまま使用してもよい
- (三) 合併新会社の目的
- (四) 合併する各会社の払込済み資本の合計以上である合併新会社の資本。このとき合併する会社がすでに登録した株式のすべての払込を受けていたときは同時に増資することもできる
- (五) 合併新会社の定款

- (六) 合併新会社の規則
- (七) 合併新会社の取締役選任
- (八) 合併新会社の会計監査人の選任
- (九) (もしあれば) 合併に伴うその他の件

ここに、最後に合併を決議した会社のその決議日から六ヶ月以内に総会は終結しなければならない。ただし本条に基づく総会で期間の延長を決議したときはその限りではないが、延長期間を含めても合計一年で終結しなければならない。

第一四九条

第一四八条に基づく合同総会は以下に掲げたことを除き、株主総会の規定を適用する。

- (一) 総会の開催場所は合併する会社の本店所在地かその近県でなければならない
- (二) 合併する会社の全発行株式数の過半数の株式を有する株主の出席をもって総会が成立する
- (三) 総会に出席した株主が一人の株主を互選し、総会の議長とする
- (四) 総会の決定は(二)に基づき総会に出席した株主の多数決による

第一五〇条

会社の元の取締役会は、第一四八条に基づく総会が終結してから七日以内に、合併新会社の取締役会に対し、会社の事業、財産、帳簿、書類、証拠を引き渡さなければならない。

第一五一条

合併した会社の取締役会は、第一四八条に基づく総会が終結してから一四日以内に、第一四八条に基づく総会で承認した定款及び規則とともに合併の登記を登記官に申請しなければならない。ここに第三九条を準用する。

第一五二条

登記官が会社合併を登記した時、元の会社は法人でなくなり、登記官は登記簿にその旨を記載する。

第一五三条

合併し、登記された会社は、元の会社の財産、負債、権利、義務、責任をすべて引き継ぐ。

第一三章

解散

第一五四条

以下の事由がある時、会社は解散する。

(一)株主総会で、総会に出席し、かつ決議権のある株主が有する票数の四分の三以上の票数をもって解散を決議した時

(二)会社が破産した時

(三)裁判所が第一五五条に基づき会社の解散を命じ、その命令が確定した時

第一五五条

全発行株式数の一〇分の一以上の株式を合計で有する株主は、以下の事由がある時、裁判所に対し、会社の解散を命じるよう申し立てることができる。

(一)会社の発起人が創立総会または会社設立報告作成に係る規定に違反した、または従わなかった。あるいは会社の取締役会が株金払込、財産の所有権の移転、株金払込のために会社が得た諸使用権証拠書類の作成、株主登録簿作成、会社設立登記に係る規定に違反した、または従わなかった

(二)株主数が一五人未満に減少した

(三)会社の事業が損失続きで、更正の見込みがない

(一)または(二)に基づく場合で解散の申し立てがあったとき、裁判所は解散を命じる代わりに、六ヶ月以内の期限内における、法律に基づく解決、是正を命じることもできる。

第一五六条

会社の解散または解散命令において、株主総会または裁判所は、清算人及び会計監査人を選任し、同時にその報酬を定めなければならない。

第一五七条

会社の解散があった時、取締役会は解散日から七日以内に清算人に会社のすべての財産、帳簿、諸証拠書類を引き渡す。

第一五八条

会社の解散は登記官が解散を登記した日から効力を有するが、清算手続きが終了するまでは、清算のために必要な期間まで存続しているものとみなす。

第一四章

清算

第一五九条

会社が破産以外の事由で解散した場合は、本章の規定に基づき清算する。

第一六〇条

清算人は以下の権限及び義務を有する。

(一) 残存事業の清算処理のために必要な会社の業務遂行。ただし新たな事業を起こすことはできない

(二) 会社が他人から受け取ることのできる権利を有する金銭または財産の収集及び受領、あるいは会社の財産の売却

(三) 会社の名で進められている民事事件、刑事事件、あるいは和解調停に係る遂行

(四) 会社の名における債務弁済

(五) 株主総会の召集

(六) 清算後の余った金銭または財産の株主への分配

(七) 第一一条第三段に基づく遂行

(八) 清算を完了させるためのその他の遂行

清算人が(一)に基づく業務遂行で、必要性を超えて遂行し、損失を生じさせた場合、その損失については清算人が会社に対し責に任じる。

第一六一条

清算人は選任された日から七日以内に、以下を遂行しなければならない。

(一) 清算人となったことの登記申請

(二) 会社解散の登記申請

(三) 会社解散の新聞公告

第一六二条

清算人は選任された日から一ヶ月以内に以下を遂行しなければならない。

(一) 会社の帳簿及び書類で名が明らかな債権者に対し、通知を受けた日から一ヶ月以内に清算人に弁済を請求するよう文面で通知する

(二) 会社の帳簿及び書類で名が明らかな債務者に対し、清算人に債務を弁済するよう文面で通知する

第一六三条

清算手続き終了前に、清算算人及び会計監査人は以下の時に退任する。

(一) 死亡した

(二) 辞任した

(三) 株主総会が解任を決議した

(四) 裁判所が解任を命じた

株主総会または裁判所が選任した清算人または会計監査人が死亡したか辞任した時、株主総会または裁判所は代わりに別の者を清算人または会計監査人に選任する。ここにおいて新たに選任された清算人には第一六一条(一)を適用する。

第一六四条

しかるべき事由がある時、全発行株式数の一〇分の一以上の株式を合計で有する株主はいつでも、株主総会の召集を請求し、株主が選任した清算人または会計監査人の解任と、代わりに別の者を選任することを株主総会に求めることができる。清算人または会計監査人が裁判所選任であるときは、株主は裁判所に解任を申し立てることができる。

株主が登記官に申し立て、登記官が清算人と会計監査人が本法令に基づいて職務遂行していないと判断した時、登記官はいつでも、裁判所に清算人または会計監査人の解任と別の者の選任を請求することができる。

第一六五条

清算人は会計年度開始日から会社解散登記日までの会社の貸借対照表及び損益計算書を作成し、選任された日から四ヶ月以内に会計監査人に送付するとともに、会計監査人から受け取った日から一ヶ月以内に承認を求め株主総会に提出する。

第一六六条

清算人は株主総会が承認した貸借対照表及び損益計算書の謄本を、その総会の議事録の謄本とともに、総会が承認した日から一四日以内に登記官に送付しなければならない。

第一六七条

清算人の権限制限をもって善意の第三者に対抗できない。

第一六八条

複数の清算人が選任された場合、各清算人は単独で行為をなしてはならない。ただし株主総会または裁判所が清算人を選任したときに別段の定めを規定し、清算人が会社解散登記申請とともに登記申請していたときはその限りではない。

第一六九条

清算人は清算手続きで支払わなければならない手数料、付帯費、費用を別の債務の前に支払うよう管理しなければならない。

第一七〇条

会社の債権者が清算人に債務履行を請求しなかったとき、清算人は会社の帳簿及び書類で明らかるところに従い、その債務額を財産供託法に基づき供託所に供託し、債権者に知らせるため新聞で公告する。

供託所に供託した金銭は、債権者が五年以内に請求しなかったときは国庫に帰する。

第一七一条

清算人が清算に必要と判断した場合、または会社の債権者が請求した時、清算人は会社の事業及び財務状況を話し合うため債権者を会議に召集し、債務弁済の件について合意することができる。部分的債務弁済、または別の方法での債務弁済の合意は合意承諾した債権者をのみ拘束する。

第一七二条

会社のすべての債務を弁済した、または弁済のために金銭を用意した時、まだ残りの財産がある場合、清算人はその財産を持ち株比率に基づき株主に分配する。ただし優先株について会社の規約に別段の合意があるときはその限りではない。

第一七三条

清算人が本章の規定に基づく遂行をなし、会社の財産が債務弁済に足りず、かつ全債権者と債務弁済についての和解ができないと判断した場合、清算人はその会社の破産を命じるよう裁判所に申し立てる。

第一七四条

清算人は清算報告書を清算出納簿とともに作成し、任命日から清算完了まで三ヶ月ごとに登記官に提出しなければならない。

清算報告書と清算出納簿は省令の規定に基づく書式に従い作成し、省令の規定に基づく項目がなければならない。

清算に瑕疵があることが明らかであるとき、登記官は清算人に対し当該瑕疵の修正を命じる権限を有する。ここにおいて清算人は登記官が定めた期限内に修正し、登記官に報告しなければならない。

第一七五条

登記官が会社の解散登記を受け付けた日から一年以内に清算が完了できないとき、清算人は一年が経った日から四ヶ月以内に、作成簿及び作成予定の清算報告書とともに貸借対照表及び損益計算書を株主に報告するため、年次株主総会を召集しなければならない。

第一七六条

清算が完了した時、清算人は清算結果報告書、出納簿、清算状況説明書を作成し、清算完了日から四ヶ月以内に承認を求め株主総会に提出する。

株主総会が第一段に基づく報告及び帳簿を承認した時、清算人は株主総会の承認日から一四日以内に清算登記を登記官に申請しなければならない。この時、会社のすべての帳簿及び付帯書類を登記官に引き渡す。

登記を受理した時、登記官は登記書に記載し、清算登記日から三年以上の期間に遡って引き渡された会社の帳簿及び付帯書類を保管する。

第一七七条

第一七五条の規定下に清算人は会社解散登記日から五年以内に清算を完了させなければならない。五年が経っても完了できないときは、清算人は三ヶ月ごとに登記官に説明報告しなければならず、登記官は清算人に対して、清算を急がせるためしかるべき遂行を命じる権限を有する。

第一七八条

会社、株主、または清算人を債務者とする求償の訴えは、清算完了登記日から二年が経過した時、訴えることはできない。

第一七九条

本章に基づき株主総会の了承、承認が必要な事項において、株主総会を開催できないとき、清算人は登記官に了承、承認を求める。

第一五章

民間会社から会社への形態変更

第一八〇条

民間会社は民商法典に基づく特別決議があった時、会社への形態変更ができる。

{注 / 民間会社とは一般の株式会社、会社とはパブリックカンパニーを意味する}

第一八一条

第一八〇条に基づく株主総会で、本法令に基づく会社への形態変更を決議したとき、取締役会は以下の件について検討しなければならない。

- (一) 民間会社の定款の改定。形態変更後に増資することもできる
- (二) 会社の規則
- (三) 取締役選任
- (四) 会社の会計監査人の選任
- (五) 形態変更に必要なその他の件

第一段に基づく検討において、それらの件に係る規定内容を準用する。

第一八二条

第一八一条に基づく総会が終結した日から七日以内に、民間会社の取締役会は事業、財産、帳簿、書類、諸証券を新たに選任された取締役に引き渡さなければならない。

第一八三条

新たに選任された取締役会は、民間会社の形態変更を第一八一条に基づき決議した総会の議事録、総会で承認された定款、規則を、第一七九条に基づく総会が終結した日から一四日以内に登記官に登記申請する。このとき第三九条を準用する。

第一八四条

登記官が本法令に基づく会社への形態変更登記を受理した時、元の民間会社は民商法典に基づく株式会社であることを失い、登記官は登記書にそれを記載する。

第一八五条

会社への形態変更を登記した民間会社は元の民間会社の全財産、債務、権利、責任を継承する。

第一六章

登記官及び係官

第一八六条

本法令に基づく登記にあたって登記官及び係官は事実関係を検証する権限を有し、必要に応じて登記申請人に関係する証拠書類を提出させる、または関係人に出頭し証言させることができる。

第一八七条

登記申請が正しく遺漏がない場合、登記官はこれを登記する。登記申請に正しくない事項がある、または提出書類に遺漏がある、あるいは申請または書類に法律に反する内容がある場合、登記官は申請人に修正、遺漏をなくすこと、または法律に基づく正当な措置をまず通知する。登記申請人がその通知に基づき対処した時、登記官はこれを登記する。

登記した時、登記官は登記内容の要旨を官報で告示する。

第二段に基づく内容の告示があった時、告示日の翌日からその告示内容について公衆が知ったものとみなす。

登記官が登記を拒否した場合、遅滞なく登記申請人に対し文面で登記拒否の事由とともにその決定を通知する。ここにおいて登記申請人は決定通知を受け取った日から一ヶ月以内に大臣に異議を申し立てることができる。

大臣の決定は最終的なものとする。

第一八八条

登記官が第六四条に基づき会社が提出した株主名簿が正しくないことを見つけた場合は、登記官が定めたしかるべき期限内に修正するよう会社に文面で命じる権限を有する。

第一八九条

ある会社に第一五五条(一)または(二)に基づく場合が生じたことが明らかな時、登記官は登記官が定めた期限内に会社に対して修正または正しい遂行を命じる権限を有する。

第一九〇条

本法令に基づく執行のために、登記官及び係官は会社の事務所及び特定の場所に、会社の業務時間内に立ち入り、会社が本法令に基づき作成しなければならない書類及び諸証券を検査する権限を有する。また関係人を喚問する権限も有する。この場合、係官は当該人物に身分証明証を提示し、当該人物はしかるべき協力、便宜を供しなければならない。

係官の身分証明証は大臣が定めた様式に従う。

第一七章

罰則規定

第一九一条

第一一条、第二五条、第三一条第二段、第四〇条、第四八条、第五一条、第五五条第一段、第五八条、第五九条、第六二条第二段、第六三条第二段、第六四条、第六五条第三段、第一〇八条第二段、第一二七条、第一三三条、第一三八条第二段、第一四二条、第一四三条、第一四五条第二段、第一八八条または第一八九条に従わなかった会社は、二万バーツ以下の罰金に処する。

第一九二条

第二〇条第三段、第二八条または第三七条第一段に従わなかった会社発起人は、二万バーツ以下の罰金に処する。

第一九三条

第二六条に違反した会社発起人は、三年以下の禁固刑、または六〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一九四条

第二七条に従わなかった会社発起人は一〇万バーツ以下の罰金に処する。

第一九五条

第三七条第二段、第三四条、第七九条、第八三条第二段、第八六条第三段、第九八条第一段、第一〇〇条、第一〇一条、第一〇五条第三段、第一一二条、第一一三条、第一一五条第四段、第一五一条または第一八三条に従わなかった会社取締役会は、二万バーツ以下の罰金に処する。

第一九六条

第三九条、第四〇条、第一五〇条、第一五七条または一八二条に従わなかった会社取締役会は、四万バーツ以下の罰金に処する。

第一九七条

第四三条に違反した会社取締役会は、三年以下の禁固刑、または六〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第一九八条

第五五条第二段に違反した者は、一年以下の禁固刑及び二〇万バーツ以下の罰金に処する。

第一九九条

第五七条第二段に違反した会社発起人は、二万バーツ以下、または譲渡した株式価額の二倍のうち、多いほうの罰金に処する。

第二〇〇条

第六一条、第六二条第一段、または第九六条第一段に従わなかった会社は、五万バーツ以下の罰金に処する。

第二〇一条

第六六条に違反した会社は、五万バーツ以下、または所有する、あるいは質受けした株式価額の二倍のうち、多いほうの罰金に処する。

第二〇二条

第八一条第二段に従わなかった会社の取締役会長または委任された者は、一万バーツ以下の罰金に処する。

第二〇三条

第八八条に従わなかった、または従ったが遺漏があった、あるいは事実と異なっていた会社の取締役は、二万バーツ以下の罰金に処する。

第二〇四条

取締役、マネージングダイレクター、または会社に代わって行為する権限を有する者で、その行為が第八九条に違反した者は、二万バーツ以下、あるいは貸し出した金額の二倍のうち、多いほうの罰金に処する。

第二〇五条

第一〇九条に違反した会社は、二〇万バーツ以下の罰金に処するとともに、正しい遂行があるまで一日当たり二〇〇〇バーツの罰金に処する。

第二〇六条

第一一〇条、第一一一條、第一三七条に従わなかった会社は、二万バーツ以下の罰金に処する。

第二〇七条

第一一四条(三)(四)(五)に基づき報告したが、その報告に遺漏があった、または事実と異なった報告をした会社の取締役会は、二万バーツ以下の罰金に処する。

第二〇八条

登記官の第一三二条(三)に基づく命令に従い正しい遂行をしなかった会社は、五万バーツ以下の罰金に処する。

第二〇九条

第一六九条(七)または第一六一條に従わなかった清算人は、一万バーツ以下の罰金に処する。

第二一〇条

第一六五条、第一六六条、第一七〇条第一段、第一七四条第一段または第二段、第一七五条、第一七六条第一段または第二段に従わなかった、あるいは第一七四条第三段に基づく登記官の命令に従わなかった清算人は、二万バーツ以下の罰金に処する。

第二一一條

第一七七条に従わなかった清算人は、五万バーツ以下の罰金に処する。

第二一二条

第一三〇条に基づく監査人の職務遂行、または第一九〇条に基づく係官の職務遂行を妨害した、あるいは便宜を供しなかった者は、一ヶ月以内の禁固刑、または一万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第二一三条

パブリックカンパニーでないにもかかわらず、タイ語で「ポリサット・マハーチョン・ジャムガット」「ポリサット~ジャムガット(マハーチョン)」または「ポー・モー・ジョー」、あるいは同様の意味を有する外国語の名称または商号を書簡、告示、通知状、送り状、領収書、または会社の事業に係るその他の書類で使用した者は、会社の設立登記、株式公開時の情報公開書式での使用を除き、二万バーツ以下の罰金

に加え、その使用を止めるまで一日当たり一〇〇〇パーツの罰金に処する。

第二一四条

悪意をもって株主総会に対し会社の財務状態について虚偽の内容を示した、または事実を隠匿した会社の取締役または清算人は、五万パーツ以下の罰金に処する。

第二一五条

会社の業務遂行における責任者で、自己または他者のために不当利益を追求するための行為をなし、あるいは行為をなさなかったことによって会社に損害を与えた者は、五万パーツ以下の罰金に処する。

第二一六条

会社の業務施行における責任者で、以下の行為をなした、または承諾した者は、

- (一) 会社の、または会社に係る帳簿、書類、保証の毀損、変更、削除、偽造
- (二) 会社の、または会社に係る帳簿、書類への虚偽の記載、あるいは重要事項の不記

その行為または承諾が、会社または株主を欺き、得るべき利益の逸失をもたらしたときは、五年以下の禁固刑、または一〇〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第二一七条

以下のために、会社に係る人物、地位、職務、帳簿、報告、事業の重要部分で虚偽の内容を公告した者、または重要部分の内容を隠匿して公告した者は、

- (一) 会社の利害関係人を欺き、会社から得るべき利益を逸失させる、または
- (二) 人を勧誘して株主にする、社債所有者にする、会社に対し委任する、財産を提供する、または保証人になる、会社に財産を担保として提供させる

三年以下の禁固刑、または六〇万パーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第二一八条

自己が株式引受人または株主、あるいは株式引受人、株主に代わり決議権を有する者であると偽り、創立総会または株主総会に出席し、投票した、または投票しなかった者は、二万パーツ以下の罰金に処する。

株式引き受けを示す書類または株券を引き渡し、第一段における行為に使われることで当該行為を幫助した者は、同一の罰金に処する。

第二一九条

悪意で株金払込のために提供する財産または物の価額を実際よりも高く定めた者は、その実際価格との差額の二倍以下の罰金に処する。

第二二〇条

本法令に定められた権限義務に基づく遂行により会社の非公開の事業を知っていた者が、権限義務に基づき、または捜査あるいは裁判のためによる以外に、その事業を公開した者は、一年以下の禁固刑、または二〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第二二一条

法人が違反者で、かつ本法令に基づき刑罰を受ける場合、その違反行為を知っていた、またはそうした行為を防止するためのしかるべき管理をなさなかった法人の代理人は、その違反行為に基づく刑罰を受けなければならない。

第二二二条

会社が違反者で、かつ本法令に基づき刑罰を受ける場合、その違反行為を知っていた、またはそうした行為を防止するためのしかるべき管理をなさなかった取締役は、その違反行為に基づく刑罰を受けなければならない。

経過規定

第二二三条

本法令が施行される前に仏暦二五二一年(西暦一九七八年)パブリックカンパニー法に基づき設立された会社は、本法令に基づく会社であるとする。

第二二四条

本法令が施行される前に、仏暦二五二一年パブリックカンパニー法に基づき募集書が正しく登記された株式及び社債の公募は、引き続き仏暦二五二一年パブリックカンパニー法に基づき進めることができる。

第二二五条

本法令が施行された日に、仏暦二五二一年パブリックカンパニー法に基づき制定され、適用されている省令、布告、命令は、本法令の規定と相反しない限り、本法令に基づく省令、布告、命令が制定されるまで引き続き適用することができる。

(おわり)

手数料レート

(一) 会社定款(ナンスー・ポリコンソソティ)の登記は、その資本金一〇〇万バーツにつき一〇〇〇

パーツ。一〇〇万パーツの端数は一〇〇万パーツとする。ただし合計で五万パーツ以下とする。

(二) 会社登記前の増資に伴う定款改訂の登記は、増資額一〇〇万パーツにつき一〇〇〇パーツ。一〇〇万パーツの端数は一〇〇万パーツとする。ただし合計で五万パーツ以下とする。

(三) 会社の登記は、資本金一〇〇万パーツにつき一〇〇〇パーツ。一〇〇万パーツの端数は一〇〇万パーツとする。ただし合計で二五万パーツ以下とする。

(四) 民間会社の形態変更登記は、資本金一〇〇万パーツにつき一〇〇〇パーツ。一〇〇万パーツの端数は一〇〇万パーツとする。ただし合計で五万パーツ以下とする。

(五) 会社の増資の登記は、増資額一〇〇万パーツにつき一〇〇〇パーツ。一〇〇万パーツの端数は一〇〇万パーツとする。ただし合計で二五万パーツ以下とする。

(六) 会社の減資の登記は、五〇〇パーツ。

(七) (二)に基づく増資以外での会社定款改訂の登記は、五〇〇パーツ。

(八) 会社規約の改訂の登記は、五〇〇パーツ。

(九) 新取締役任命の登記は、一人につき五〇〇パーツ。

(一〇) 会社合併の登記は、一万パーツ。

(一一) 会社解散の登記は、五〇〇パーツ。

(一二) その他の件での登記は、一件につき五〇〇パーツ。

(一三) 登記書または登記書の代用書の発行は、一部につき二〇〇パーツ。

(一四) 各会社の書類閲覧は、一回につき五〇パーツ。

(一五) 内容証明付きの謄本、または複写の申請は、一頁につき五〇パーツ。その会社の本店所在地以外での県での内容証明付きの謄本、または複写の申請であるときは、必要な実費を加算する。

(一六) 登記における内容証明は、一件につき五〇パーツ。その会社の本店所在地以外での県での内容証明であれば、必要な実費を加算する。

(一七) 会社規約に基づく諸書類の発行手数料は、一回・一頁につき一〇パーツ。

[注 / 省令第五号で実際の手数料が規定されている]

仏暦二五三五年省令(登記申請)

仏暦二五三五年パブリックカンパニー法第一四条(一)に基づく権限下に商業大臣は以下の省令を制定する。

第一項

以下の登記申請においては、大臣が定めたところに基づき登記官が印刷作成した書式を使用する。

(一) 第一九条及び第二〇条(三)に基づく定款の登記申請及び定款の改訂の登記申請

(二) 第三一条に基づく定款または会社規約の改訂の登記申請

(三) 第三九条に基づく会社登記申請

- (四) 第四〇条に基づく報告の変更登記
- (五) 第四八条に基づく支店設置または廃止の登記申請
- (六) 第一三六条に基づく登録資本金の増資の登記申請
- (七) 第一三八条に基づく払込済み資本金の変更の登記申請
- (八) 第一三九条に基づく減資決議の登記申請
- (九) 第一四〇条に基づく未払込分の、または未発行分の登録資本金の減資の登記申請
- (一〇) 第一四二条に基づく減資の登記申請
- (一一) 第一五一条に基づく会社合併の登記申請
- (一二) 第一六一条に基づく清算人及び会社解散の登記申請
- (一三) 第一六三条に基づく清算人の変更の登記申請
- (一四) 第一七六条に基づく清算完了の登記申請
- (一五) 第一八三条に基づく民間会社の形態変更の登記申請

第二項

第一校に基づく登記申請においては、

- (一) 書式に定められたところに基づき正しい内容で、すべてを揃えなければならない。
- (二) (一)に基づく内容はタイ語で印字または印刷したものでなければならない。
- (三) 登記申請に付帯する文書または書類がなければならない
- (四) それぞれの場合によって発起人、署名権者、または清算人のうち、申請人として少なくとも一人の署名がなければならない。
- (五) 申請人の王国内における住所及び連絡場所がなければならない

第三項

登記申請における署名において、申請人は登記官または係官の面前で自ら署名しなければならない。

登記官または係官の面前で署名できない場合は、申請人は以下の者の面前で署名し、その署名を保証する保証書を発行してもらい、登記官に提出しなければならない。

- (一) 申請人の住所のある地域の郡長、副郡長、または区長、副区長、あるいは大尉以上の位の警察官
 - (二) 登記官が定めた原則及び方法により署名保証人として登録した弁護士または公認会計士
 - (三) 国外で署名する場合は、タイ大使館またはタイ領事館の権限を有する係官、在外の商業事務所長、あるいはそうした人物からの委任を受けた係官
 - (四) 申請人が住所を有する国、または居住地国の法律に基づく署名保証権限を有する者。このとき、その署名は(三)に基づく者による保証がなければならない
- (一)及び(二)に基づく者の署名の保証書は、登記官が定めた形式に基づき作成しなければならない。

第四項

登記申請書は、商業省商業登録局において登記官または係官に提出する。あるいは会社の本店所在地のある県の県商業事務所の係官に提出する。あるいは商業省商業登録局の登記官に書留郵便で送付することもできる。

会社の本店がバンコク都以外に所在している場合、申請人は登記申請をもう一部、副本として提出しなければならない。

第五項

定款及び株主名簿は大臣が定めた形式に従い作成する。

第六項

定款、会社規約、登記申請書付帯書類は、

- (一) タイ語で印字、または印刷しなければならない
 - (二) 片面の紙を使用しなければならない
 - (三) 全頁の右上に各件の文書及び書類の全頁数とその頁数を付さなければならない
 - (四) 謄本も提出する場合、申請人はその謄本の内容を証明するために署名を付さなければならない
- ここに、第一段に基づく遂行ができない場合に登記官から免除を受けたときはその限りではない。

第七項

第一九条に基づく定款の登記申請において、申請人は登記申請書に定款を添付しなければならない。

第八項

第一九条第二段に基づく会社登記前の定款改訂の登記申請においては、申請人は登記申請書に以下の書類を添付しなければならない。

- (一) 定款改訂への会社発起人全員の承諾書
- (二) 公衆または特定のものへの株式引受募集をしていないことを示す登記申請人の保証書

第二〇条(三)に基づく会社発起人とその人数に係る報告の改訂の登記申請においては、申請人は登記申請に以下の書類を添付しなければならない。

- (一) 会社発起人が死亡した場合は死亡診断書の謄本、または会社発起人が辞退した場合は辞退した年月日を記した辞表
- (二) 当該発起人が辞退したことに対する会社発起人全員の承諾書

第九項

第三一条に基づく定款または会社規約の改訂登記申請においては、申請人は定款または規約の改

訂を決議した株主総会の議事録謄本を登記申請書に添付しなければならない。

会社規約の改訂の場合は、改訂後の規約全部を登記申請書に添付しなければならない。

第一〇項

第三九条に基づく会社登記申請においては、申請人は登記申請書に以下の書類を添付しなければならない。

- (一) 会社の規約
- (二) 会社創立総会議事録の謄本
- (三) 会社の取締役となることに合意した者の承諾書。このとき当該承諾者は第三項に基づく者の面前で署名する
- (四) 株金払込受領全額を示す金融機関の文書、預金の種類及び口座番号
- (五) 会社の事務所として使用する場所における権利を示す書類の謄本
- (六) 会社の株主名簿
- (七) 株式引受人に金銭以外の財産での払込をする者がいる場合は、当該財産の会社への所有権の譲渡を示す文書の謄本

第一一項

第四〇条に基づく報告の変更の登記申請においては、申請人は登記申請書に以下の書類を添付しなければならない。

- (一) 払込済み資本金及び発行済み株式数の変更の場合は、株金払込受領全額を示す金融機関の文書、預金の種類及び口座番号
- (二) 払込後の発行済み株式数の変更の場合は、株式名簿
- (三) 会社の取締役となる者の承諾書。このとき承諾者は第三項に基づく者の面前で署名する
- (四) 株主総会議事録または取締役会議事録の謄本
- (五) 事務所の変更を登記申請する場合は、会社の事務所として使用する場所における権利を示す書類の謄本

第一二項

第四八条に基づく支店設置の登記申請においては、申請人は登記申請書に支店として使用する場所における権利を示す書類の謄本を添付しなければならない。

第一三項

第一三六条に基づく登録資本金の増資の登記申請において、申請人は増資を決議した株主総会の議事録を登記申請書に添付しなければならない。

第一四項

第一三八条に基づく払込済み資本金の変更の登記申請においては、申請人は以下の書類を登記申請書に添付しなければならない。

- (一) 株金払込受領全額を示す金融機関の文書、預金の種類及び口座番号
- (二) 会社の株主名簿のうち増資株購入者を示す部分

第一五項

第一三九条に基づく減資決議の登記申請、及び第一四〇条に基づく登録資本金の減資、未発行分の減資の登記申請においては、申請人は減資を決議した株主総会の議事録謄本を登記申請書に添付しなければならない。

第一六項

第一四二条に基づく減資の登記申請においては、申請人は以下の書類を登記申請書に添付しなければならない。

- (一) 会社の株主名簿
- (二) 会社の債権者への減資決議通知書の謄本
- (三) 会社の減資決議を公告した新聞

第一七項

第一五一条に基づく会社合併の登記申請においては、申請人は以下の書類を登記申請書に添付しなければならない。

- (一) 合併後の会社の定款と規約
- (二) 合併を決議した各会社の株主総会の議事録謄本
- (三) 会社の債権者への合併決議通知書の謄本
- (四) 合併する会社の合同株主総会の議事録謄本
- (五) 会社の取締役となる者の承諾書。このとき承諾者は第三項に基づく者の面前で署名する
- (六) 会社の事務所として使用する場所における権利を示す書類の謄本
- (七) 会社の株主名簿
- (八) 各社の合併決議を公告した新聞
- (九) 各社の登記証明書

第一八項

第一六一条(一)に基づく清算人としての登記申請、または第一六一条(二)に基づく会社解散の登記申請においては、申請人は以下の書類を登記申請書に添付しなければならない。

- (一) 清算人選任または会社解散を決議した株主総会議事録謄本、または裁判所命令の謄本
- (二) 清算人の承諾書
- (三) 清算人の事務所として使用する場所における権利を示す書類の謄本

第一九項

第一六三条に基づく清算人の変更の登記申請においては、申請人は以下の書類を登記申請書に添付しなければならない。

- (一) 新たな清算人選任を決議した株主総会の議事録謄本、または裁判所の選任命令の謄本
- (二) 清算人の承諾書
- (三) 新たな清算人が元の清算人と異なる事務所を使う場合は、新たな清算人の事務所として使用する場所における権利を示す書類の謄本

第二〇項

第一七六条に基づく清算完了の登記申請においては、申請人は以下の書類を登記申請書に添付しなければならない。

- (一) 株主総会に提出した出納簿と清算結果報告書
- (二) 清算結果報告及び出納簿を承認決議した株主総会の議事録の謄本
- (三) 登記官に対する清算報告書と清算における最後の出納簿
- (四) 会計帳簿と会社の会計作成付帯書類の詳細

第二一項

第一八三条に基づく民間会社の形態変更の登記申請においては、申請人は以下の書類を登記申請書に添付しなければならない。

- (一) 定款の第一八条(一)から(五)に基づく部分と会社の規約
- (二) 民間会社の形態変更を特別決議した株主総会の議事録の謄本
- (三) 会社の取締役となる者の承諾書。このとき承諾者は第三項に基づく者の面前で署名する
- (四) 会社の事務所として使用する場所における権利を示す書類の謄本
- (五) 会社の株主名簿

第二二項

登記申請において申請人は、登記官から手数料の支払いの通知を受けた日から三〇日以内に、登記官または係官に手数料を支払わなければならない。当該期限内に手数料が支払われなかったとき、登記官はその登記申請を抹消する。

第二三項

登記官が会社、会社名の変更、会社の合併、または民間会社の形態変更の登記申請を受け付け、会社はその登記手数料を支払った時、登記官は会社に登記証明書を発行する。

仏暦二五三五年九月一日

仏暦二五三五年省令第二号(清算報告の書式)

仏暦二五三五年パブリックカンパニー法第一四条(四)及び第一七四条に基づく権限下に商業大臣は以下の省令を制定する。

第一項

清算報告及び清算における出納簿は本省令末尾のポーモージョー〇一〇、及びポーモージョー〇一〇一書式を使用する。

第二項

第一七四条に基づき登記官に清算報告と清算における出納簿を提出するに当たって、清算人は以下の書類を添付しなければならない。

- (一) 清算人が会社の解散を公告した新聞
- (二) 会計監査人を選任決議した株主総会の議事録、または会計監査人を選任した者の命令の謄本
- (三) (もしあれば) 債務弁済を催促するよう債権者に求めた通知書の謄本
- (四) (もしあれば) 債務者に債務の履行を求めた通知書の謄本
- (五) 貸借対照表及び損益計算書を承認決議した株主総会の議事録の謄本
- (六) (もしあれば) 供託所に金銭を供託したことを示す証拠の謄本と、債権者への公告を掲載した新聞
- (七) (もしあれば) 会社清算登記一年後の株主総会の議事録の謄本

仏暦二五三五年九月一日

*省令末尾掲載のポーモージョー010書式、ポーモージョー011書式は省略

仏暦二五三五年省令第三号(社名制限規定)

仏暦二五三五年パブリックカンパニー法第一一条、第一四条(四)及び第一八条に基づく権限下に商業大臣は以下の省令を制定する。

第一項

勅許または関係大臣の許可を得ずに以下の名称を会社名、あるいは会社名の一部に使用することはできない。

- (一) 国王、王妃、王位継承者または現王朝の王族の御名
- (二) 国、省、局、行政機関、地方行政機関、政府機関、国家機関の名

(三)会社または事業がタイ、外国の政府、省、局、行政機関、地方行政機関、政府機関、国家機関、あるいは国際機関が所有者であるか事業者であることを示す意味を有する名

第二項

会社の名称、またはその一部に以下の形態を有する名、語句、意味を使用してはならない。

(一)国の政策に反する、または公序良俗に反する

(二)事業の所有者、形態、目的、立場、またはその他の件で、誤解を生む、あるいは公衆を欺く恐れがある

第三項

外国語名を使用する場合は、その外国語を英語で表記しなければならず、タイ語名と同じ発音、または同じ意味を持たせ、社名の末尾に「Public Company Limited」の語句がなければならない。

第四項

銀行事業を営む場合は、「ポリサット」を社名の頭に使用しなくてもよい。

仏暦二五三五年九月一日

仏暦二五三五年省令第四号(グループ会社規定)

仏暦二五三五年パブリックカンパニー法第一四条(四)及び第一一四条(一)に基づく権限下に商業大臣は以下の省令を制定する。

第一項

グループ会社(ポリサット・ナイ・クルア)とは、以下の形態により、ある一つの、または複数の民間会社あるいはパブリックカンパニーと関係を有するパブリックカンパニーを意味する。

(一)別の会社の経営権限の全て、または大部分を握る取締役の任免権に係る管理権限を有する会社

(二)別の会社の発行済み株式の五〇%超を保有する会社

親会社及び/またはグループ会社一社あるいは複数社が、もしくは親会社及び/または第一階層位にあるグループ会社及び/または後位にあるグループ会社一社あるいは複数社が、ある会社の発行済み株式の五〇%超を保有している場合、その会社は親会社のグループ会社とみなす。

第二項

本省令に基づくグループ会社の形態は、本省令の施行日以降に期末日を迎える会計年度より、パブリックカンパニー取締役会の年次報告に適用する。

仏暦二五三五年九月一日

仏暦二五三五年省令第五号(手数料規定)

仏暦二五三五年パブリックカンパニー法第一四条(二)に基づく権限下に商業大臣は以下の省令を制定する。

以下のように手数料を規定する。

(一)会社定款(ナンスー・ポリコンソソティ)の登記は、その資本金一〇〇万バーツにつき一〇〇〇バーツ。一〇〇万バーツの端数は一〇〇万バーツとする。ただし合計で二万五〇〇〇バーツ以下とする。

(二)会社登記前の増資に伴う定款改訂の登記は、増資額一〇〇万バーツにつき一〇〇〇バーツ。一〇〇万バーツの端数は一〇〇万バーツとする。ただし合計で二万五〇〇〇バーツ以下とする。

(三)会社の登記は、資本金一〇〇万バーツにつき一〇〇〇バーツ。一〇〇万バーツの端数は一〇〇万バーツとする。ただし合計で二五万バーツ以下とする。

(四)民間会社の形態変更登記は、資本金一〇〇万バーツにつき一〇〇〇バーツ。一〇〇万バーツの端数は一〇〇万バーツとする。ただし合計で一萬バーツ以下とする。

(五)会社の増資の登記は、増資額一〇〇万バーツにつき一〇〇〇バーツ。一〇〇万バーツの端数は一〇〇万バーツとする。ただし合計で二五万バーツ以下とする。

(六)会社の減資の登記は、三〇〇バーツ。

(七)(二)に基づく増資以外での会社定款改訂の登記は、二〇〇バーツ。

(八)会社規約の改訂の登記は、二〇〇バーツ。

(九)新取締役任命の登記は、一人につき二〇〇バーツ。

(一〇)会社合併の登記は、五〇〇〇バーツ。

(一一)会社解散の登記は、二〇〇バーツ。

(一二)その他の件での登記は、一件につき一〇〇バーツ。

(一三)登記書または登記書の代用書の発行は、一部につき五〇バーツ。

(一四)各会社の書類閲覧は、一回につき二〇バーツ。

(一五)内容証明付きの謄本、または複写の申請は、一頁につき五〇バーツ。その会社の本店所在地以外での県での内容証明付きの謄本、または複写の申請であるときは、必要な実費を加算する。

(一六)登記における内容証明は、一件につき二〇バーツ。その会社の本店所在地以外での県での内容証明であれば、必要な実費を加算する。

(一七)会社規約に基づく諸書類の発行手数料は、一回・一頁につき五バーツ。

仏暦二五三五年九月一日

仏暦二五三九年省令第六号(仏暦二五三五年省令の改正)

仏暦二五三五年パブリックカンパニー法第一四条(一)に基づく権限下に商業大臣は以下の省令を制定する。

第一項

仏暦二五三五年パブリックカンパニー法の内容に基づき制定された仏暦二五三五年省令の第三項と第四項の内容を廃止し、以下に換える。

「第三項

登記申請において署名しなければならない者は、登記官または係官の面前で自ら署名しなければならない。

登記官または係官の面前で署名できない場合は、申請人は以下の者の面前で署名し、その署名を保証する保証書を発行してもらい、登記官に提出しなければならない。ただし(二)の場合は、署名保証人が登記申請書において保証する。

- (一)申請人の住所のある地域の郡長、副郡長、または区長、副区長、あるいは大尉以上の位の警察官
 - (二)登記官が定めた原則及び方法により署名保証人として登録した弁護士または公認会計士
 - (三)国外で署名する場合は、タイ大使館またはタイ領事館の筆頭者、在外の商業事務所長、あるいはそうした人物からの委任を受けた係官
 - (四)申請人が住所を有する国、または居住地国の法律に基づく署名保証権限を有する者。このとき、その署名は(三)に基づく者による保証がなければならない
- (一)に基づく者の署名の保証書は、登記官が定めた形式に基づき作成しなければならない。

第四項

登記申請書は、商業省商業登録局において登記官に提出する。あるいは商業省商業登録局の登記官に書留郵便で送付する。あるいは会社の本店所在地のある県の登記官に提出する。」

第二項

仏暦二五三五年パブリックカンパニー法の内容に基づき制定された仏暦二五三五年省令の第八項、第九項、第一〇項及び第一一項の内容を廃止し、以下に換える。

「第八項

第一九条第二段及び第二〇条(三)に基づく会社登記前の定款改訂の登記申請においては、申請人は登記申請書に定款改訂への会社発起人全員の承諾書を添付しなければならない。

第九項

第三一条に基づく会社規約の改訂登記申請においては、申請人は改訂後の規約全部を登記申請書

に添付しなければならない。

第一〇項

第三九条に基づく会社登記申請においては、申請人は登記申請書に以下の書類を添付しなければならない。

- (一) 会社の規約
- (二) 会社創立総会議事録の謄本
- (三) 株金払込受領全額を示す金融機関の文書、預金の種類及び口座番号
- (四) 会社の株主名簿

第一一項

払込済み資本金及び発行済み株式数の変更に係る第四〇条に基づく報告の変更の登記申請においては、申請人は登記申請書に以下の書類を添付しなければならない。

- (一) 株金払込受領全額を示す金融機関の文書、預金の種類及び口座番号
- (二) 株式名簿

第三項

仏暦二五三五年パブリックカンパニー法の内容に基づき制定された仏暦二五三五年省令の第一二項の内容を廃止する。

第四項

仏暦二五三五年パブリックカンパニー法の内容に基づき制定された仏暦二五三五年省令の第一六項、第一七項、第一八項及び第一九項の内容を廃止し、以下に換える。

「第一六項

第一四二条に基づく減資の登記申請においては、申請人は以下の書類を登記申請書に添付しなければならない。

- (一) 会社の株主名簿
- (二) 会社の債権者への減資決議通知書を送付したことの保証書
- (三) 会社の減資決議を公告した新聞の号数及び日付を示した公告の保証書

第一七項

第一五一条に基づく会社合併の登記申請においては、申請人は以下の書類を登記申請書に添付しなければならない。

- (一) 合併後の会社の定款と規約
- (二) 合併する会社の合同株主総会の議事録謄本
- (三) 会社の株主名簿

- (四) 会社の債権者に合併決議通知書を送付したことの保証書
- (五) 会社の減資決議を公告した新聞の号数及び日付を示した公告の保証書

第一八項

第一六一条(一)に基づく清算人としての登記申請、または第一六一条(二)に基づく会社解散の登記申請においては、申請人は清算人選任または会社解散の株主総会議事録謄本、または裁判所命令の謄本を登記申請書に添付しなければならない。

第一九項

第一六三条に基づく清算人の変更の登記申請においては、申請人は新たな清算人選任を決議した株主総会の議事録謄本、または裁判所の選任命令の謄本を登記申請書に添付しなければならない。」

第五項

仏暦二五三五年パブリックカンパニー法の内容に基づき制定された仏暦二五三五年省令の第二一項の内容を廃止し、以下に換える。

「第二一項

第一八三条に基づく民間会社の形態変更の登記申請においては、申請人は以下の書類を登記申請書に添付しなければならない。

- (一) 定款の第一八条(一)から(五)に基づく部分と会社の規約
- (二) 民間会社の形態変更を特別決議した株主総会の議事録の謄本
- (三) 会社の株主名簿」

第六項

仏暦二五三五年パブリックカンパニー法の内容に基づき制定された仏暦二五三五年省令に以下の内容を第二四項として加える。

「第二四項

本省令で規定されたところに基づき登記申請書に添付するために書類を送付しなければならない場合、商業登録局長は他の形をとったデータとして送付することを定めることができる。ここに商業登録局長が定め、官報で告示した原則及び方法に従う。」

第七項

本省令は官報告示日から三〇日が経過した時に施行となる。

仏暦二五三九年一〇月一日

仏暦二五三五年省令第七号(貸借対照表と損益計算書の規定)

仏暦二五三五年パブリックカンパニー法第一四条(四)及び第一一〇条第二段に基づく権限下に商業大臣は以下の省令を制定する。

第一項

本省令に基づく貸借対照表及び損益計算書とは、財務状況の業績報告または事業の財務状況の変更報告を意味し、貸借対照表、損益表の株主の部分における変更を示す表、累積利益表、現金フロー表、細目表及び財務諸表を構成する注釈による報告に加え、当該表の一部であることを示すその他の説明も含まれる。

第二項

パブリックカンパニーの貸借対照表、損益計算書には、少なくとも以下の本省令末尾の書式において定められたところに基づく報告及び報告の内容がなければならない。

(一) 商業銀行業を営むパブリックカンパニーは、書式一で定められたところに基づく報告及び報告の内容がなければならない

(二) 金融業を営むパブリックカンパニーは、書式二で定められたところに基づく報告及び報告の内容がなければならない

(三) 証券業を営むパブリックカンパニーは、書式三で定められたところに基づく報告及び報告の内容がなければならない

(四) 金融業及び証券業を営むパブリックカンパニーは、書式四で定められたところに基づく報告及び報告の内容がなければならない

(五) クレジットフォンシエ業を営むパブリックカンパニーは、書式五で定められたところに基づく報告及び報告の内容がなければならない

(六) 生命保険業を営むパブリックカンパニーは、書式六で定められたところに基づく報告及び報告の内容がなければならない

(七) 損害保険業を営むパブリックカンパニーは、書式七で定められたところに基づく報告及び報告の内容がなければならない

(八) 生命保険業及び損害保険業を営むパブリックカンパニーは、書式八で定められたところに基づく報告及び報告の内容がなければならない

(九) 倉庫業または大臣布告に基づく倉庫業に近似した事業を営むパブリックカンパニーは、書式九で定められたところに基づく報告及び報告の内容がなければならない

(一〇) (一)から(九)までの事業以外の事業を営むパブリックカンパニーは、書式一〇で定められたところに基づく報告及び報告の内容がなければならない

第三項

本省令末尾の書式で定められていない報告については報告する必要はない。

第四項

本省令は仏暦二五四〇年(西暦一九九七年)一月一日から始まる会計年度から、パブリックカンパニーの貸借対照表、損益計算書の作成に適用する。

仏暦二五三九年一〇月二五日

(末尾書式省略)

(仏暦二五四三年)パブリックカンパニー発起人及びパブリックカンパニーの公衆に対する株式または社債の募集に係る書類の登記官への送付についての原則、方法、条件に関する商業登録局布告第二号

仏暦二五三五年パブリックカンパニー法第二五条及び第一四五条に基づく権限下に、商業登録局長は以下のパブリックカンパニー発起人及びパブリックカンパニーの公衆に対する株式または社債の募集に係る書類の登記官への送付についての原則、方法、条件を定める。

第一項

本布告を「(仏暦二五四三年)パブリックカンパニー発起人及びパブリックカンパニーの公衆に対する株式または社債の募集に係る書類の登記官への送付についての原則、方法、条件に関する商業登録局布告第二号」と呼ぶ。

第二項

本布告は官報告示日の翌日から施行する。

第三項

仏暦二五四二年一一月一一日付けのパブリックカンパニー発起人及びパブリックカンパニーの公衆に対する株式または社債の募集に係る書類の登記官への送付についての原則、方法、条件に関する商業登録局布告を廃止する。

第四項

公衆またはその他の者への株式、社債、転換社債の募集において、パブリックカンパニーの発起人、またはパブリックカンパニーは、株式、社債、転換社債の公募に係る書類を作成し、証券及び証券取引所法に基づく証券取引監視委員会事務局に送付する。以下のときは証券監視委員会事務局への送付日から一五日以内に一組の書類を登記官にも送付する。

(一)新株を公募するパブリックカンパニー発起人は、証券取引監視委員会が布告、制定した書式に基づく募集書案とともに公募データ報告書式を送付する

(二)公募するパブリックカンパニーは、証券取引監視委員会が布告、制定した書式に基づく募集書案とともに株式、社債、転換社債の公募データ報告書式を送付する

第五項

第四項に基づき登記官に書類を送付するに当たって、パブリックカンパニー発起人、またはパブリックカンパニーは以下の原則、方法、条件に従う。

(一)本店がバンコクにあるパブリックカンパニーは、商業登録局事業データサービス事務所においてパブリックカンパニー登記官に送付する。

本店が地方にあるパブリックカンパニーは、本店のある県の県商業登録事務所においてパブリックカンパニー登記官に送付する

(二)登記官への書類送付は、登記官への提出、または書留郵便による送付によってこれをなす。このときパブリックカンパニー発起人またはパブリックカンパニーは本布告末尾の書式見本に基づき文書を作成し、送付する

(三)書類を登記官に送付後に、パブリックカンパニー発起人またはパブリックカンパニーが証券取引監視委員会事務局に提出した書類の内容を改訂増補した場合、あるいは証券取引監視委員会に増補の証拠書類を送付した場合、そのパブリックカンパニー発起人またはパブリックカンパニーは、改訂した日、あるいは証券取引監視委員会事務局に証拠書類を送付した日から一五日以内に登記官に対し改訂のデータを通知する、あるいは当該証拠書類を送付する

(四)パブリックカンパニー発起人またはパブリックカンパニーは、登記官に送付した第四項に基づく書類を二部作成する、あるいは原本から謄本を複写することもできる

仏暦二五四三年六月二八日

(末尾書式見本省略)